

民生福祉常任委員会審査日程

日 時 平成27年12月4日(金)
午前10時
場 所 第1委員会室

～審査内容～

- 1 議案第92号 平成27年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)について(国保)
- 2 議案第94号 平成27年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)について(国保)
- 3 議案第106号 山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について(国保)
- 4 議案第93号 平成27年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算(第2回)について(高齢)
- 5 議案第105号 山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について(高齢)
- 6 議案第104号 山陽小野田市斎場条例の一部を改正する条例の制定について(環境)
- 7 議案第109号 山陽小野田市障害者支援施設等の指定管理者の指定について(障害)
- 8 議案第110号 山陽小野田市の児童館の指定管理者の指定について(こども)
- 9 所管事務調査 介護の総合事業について(高齢)

「山陽小野田市斎場条例の一部を改正する条例の制定について」

今回の改正は、市民以外の斎場使用料について、他市と比較し、1体当たりの火葬に係る経費の見直しを行い、当該使用料を変更するものであります。

斎場使用料

種別	改定前		改定後(案)	
	本市住民	その他	本市住民	その他
12歳以上(1死体につき)	1,000	10,000	1,000	30,000
12歳未満(1死体につき)	700	7,000	700	21,000
死産児(1死体につき)	500	5,000	500	15,000
胞衣又は身体の一部(1個につき)	200	2,000	200	6,000

火葬件数の推移 (単位：件)

年度	H26	H25	H24	H23	H22	計
12歳以上	926	876	944	873	810	4,429
	(126)	(126)	(154)	(118)	(106)	(630)
12歳未満	0	1	2	3	0	6
	0	(1)	(1)	0	0	(2)
死産児	8	16	6	7	15	52
	(2)	(2)	(1)	0	(4)	(9)
胞衣,身体の一部	323	238	240	263	254	1,318
	(153)	(122)	(108)	(107)	(114)	(604)
計	1,257	1,131	1,192	1,146	1,079	5,805
	(281)	(251)	(264)	(225)	(224)	(1,245)

※()内は市外件数(再掲)

斎場管理運営経費 (単位：千円)

年度	H26	H25	H24	H23	H22	計
指定管理料	25,704	24,990	24,990	21,000	21,000	117,684
修繕料	1,195	1,200	1,200	777	600	4,972
燃料費	5,241	4,341	4,769	4,438	3,293	22,082
その他経費	223	163	160	160	166	872
計	32,363	30,694	31,119	26,375	25,059	145,610

<算出根拠>

●直近5年間（H22～H26）の斎場運営管理費145,610(千円)…①を以下の計算によって求めた火葬件数…②で除することにより、12歳以上1体当たりの火葬に係る経費を算出する。

使用料体系に基づき、5年間の12歳以上火葬件数に「1」を、12歳未満火葬件数に「0.7」を、死産児火葬件数に「0.5」を、胞衣等火葬件数に「0.2」を乗じた数値を合計した件数

12歳以上	$4,429 \times 1 = 4,429$
12歳未満	$6 \times 0.7 = 4.2$
死産児	$52 \times 0.5 = 26$
胞衣等	$1,318 \times 0.2 = 263.6$
合計	$4,722.8 \dots \textcircled{2}$

※5年間の全火葬件数を12歳以上の火葬件数に換算したとみなすもの

⇒ 12歳以上1体当たりの火葬に係る経費

$$145,610,000 \textcircled{1} \div 4,722.8 \textcircled{2} = 30,831 \text{円}$$

12歳以上	$30,831 \times 1 \approx 30,000 \text{円}$
12歳未満	$30,831 \times 0.7 \approx 21,000 \text{円}$
死産児	$30,831 \times 0.5 \approx 15,000 \text{円}$
胞衣等	$30,831 \times 0.2 \approx 6,000 \text{円}$

<参考>

12歳以上の市外使用率（両斎場）

区分	H26	H25	H24	H23	H22	H21	H20	H19	H18	H17
年間使用者(人)	926	876	944	873	810	763	783	897	664	715
うち市外(人)	126	126	154	118	106	73	47	51	44	-
市外使用率(%)	13.6	14.4	16.3	13.5	13.1	9.6	6.0	5.7	6.6	-

山口県内火葬場 市外使用者料金

市	12歳以上	12歳未満	死産児	胞衣等
山陽小野田市	10,000	7,000	5,000	2,000
下関市	48,000	35,200	17,600	7,900
宇部市	30,000	15,000	9,000	6,000
美祢市	30,000	20,000	5,000	5,000
長門市	30,000	20,000	10,000	5,000
萩市	30,860	24,680	12,340	6,480
山口市	30,000	20,000	5,000	3,000
防府市	35,000	25,000	12,000	3,000
周南市	36,000	20,000	8,000	3,240
下松市	36,000	20,000	8,000	3,240
光市	36,000	20,000	8,000	3,240
柳井市	30,000	24,000	7,500	3,000
岩国市	16,000	10,000	10,000	4,110

障害者支援施設等指定管理者について

【対象施設】

指定障害者支援施設みつば園
指定障害福祉サービス事業所まつば園
指定障害福祉サービス事業所のぞみ園
山陽小野田市心身障害児簡易通園施設なるみ園

【指定管理者候補者】

社会福祉法人山陽小野田市社会福祉事業団

【添付資料】

(資料1) 山陽小野田市障害者支援施設等指定管理者選定委員会
審査集計表 P 1

(資料2) 山陽小野田市障害者支援施設等指定管理者募集要項
P 2 ~ P 2 0

(資料3) 管理業務仕様書
P 2 1 ~ P 3 1

(資料4) 平成26年度指定管理者評価表
みつば園 P 3 2 ~ P 3 4
まつば園 P 3 5 ~ P 3 7
のぞみ園 P 3 8 ~ P 4 0
なるみ園 P 4 1 ~ P 4 3

山陽小野田市障害者支援施設等指定管理者選定委員会 審査集計表

平成27年11月10日

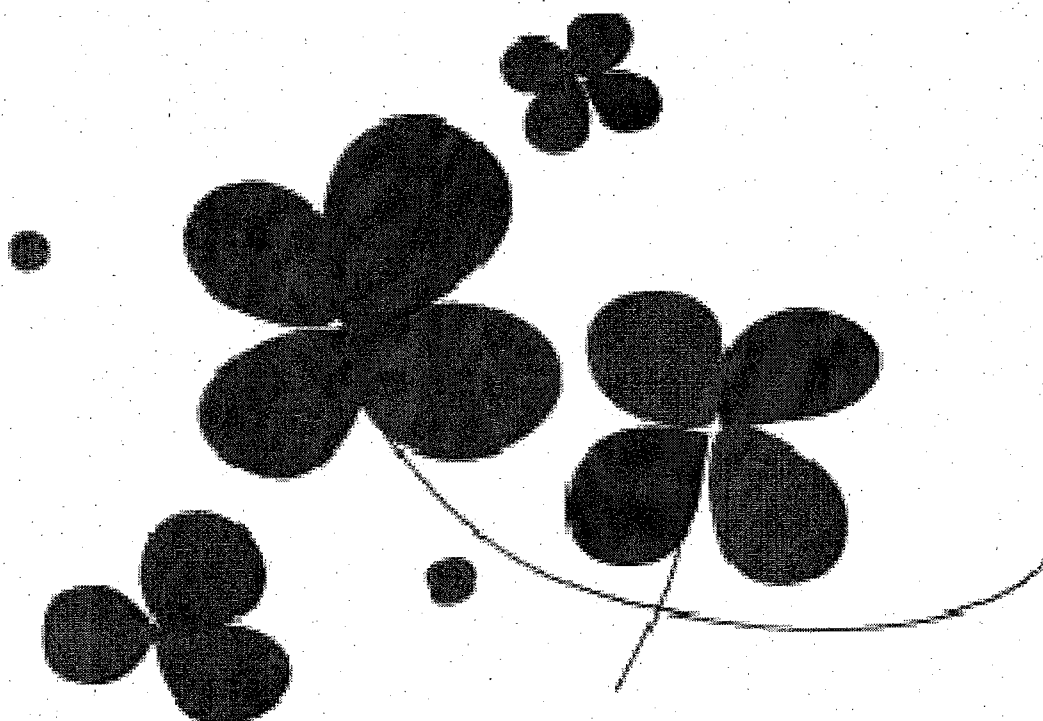
申し込み団体 社会福祉法人山陽小野田市社会福祉事業団

審査員氏名 総務部長:中村聡 総合政策部長:芳司修重 健康福祉部次長:岩本良治
学識経験者:嶋田正平 三浦玲子 合計5名

審査項目	審査員 A	審査員 B	審査員 C	審査員 D	審査員 E			合 計	平均点	補正後 平均点
I 市民の平等な利用が確保されるものであるか。(8点満点)	7	8	8	8	8			39	7.8	7.8
II 施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。(23点満点)	17	20	18	18	18			91	18.2	18.2
III 施設の管理運営を安定して行うために必要な人員、資産その他の経営規模及び能力を有しているか。または確保できる見込みがあるか。(17点満点)	10	11	11	13	12			57	11.4	11.4
IV 施設の管理運営経費の縮減が図られたものであるか。(2点満点)	2	1	1	2	2			8	1.6	1.6
合 計 (50点満点)	36	40	38	41	40			195	39.0	39.0

■審査基準表の審査項目は1～6のカテゴリーで大別しているが、審査において得点の分散値(異常値)を除外するため、各カテゴリー別の平均点の50%以上及び50%以下の得点を付した審査員の得点を除外して平均点を算出することとする。

山陽小野田市障害者支援施設等 指定管理者募集要項



平成 2 7 年 1 0 月

山陽小野田市健康福祉部障害福祉課

目 次

1	募集の目的	2
2	対象施設の概要	2
3	応募資格	4
4	指定管理者が行う管理の基準	5
5	指定管理者の業務等	5
6	指定の期間	6
7	提出書類	6
8	指定管理料及び利用料等	6
9	質問事項の受付	7
10	募集要項の配布場所及び申請書の提出方法	8
11	選定方法	8
12	申請に要する経費	9
13	無効又は失効	9
14	選定委員会	9
15	選定結果	10
16	指定管理者の決定及び指定管理料	10
17	その他	10

別紙 1 : 配置図

別紙 2 : 指定管理者指定申請書 (様式第 1 号)

別紙 3 : 事業計画書

別紙 4 : 質問票

別紙 5 : 管理業務仕様書

1 募集の目的

山陽小野田市が設置する障害者支援施設等の管理について、設置の目的を効果的かつ効率的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者を募集します。

2 対象施設の概要

(1) 名称

- ・指定障害者支援施設みつば園（以下「みつば園」という。）
- ・指定障害福祉サービス事業所まつば園（以下「まつば園」という。）
- ・指定障害福祉サービス事業所のぞみ園（以下「のぞみ園」という。）
- ・山陽小野田市心身障害児簡易通園施設なるみ園（以下「なるみ園」という。）

(2) 所在地

- ・みつば園 山陽小野田市大字小野田1337番地1
- ・まつば園 山陽小野田市高栄三丁目6番16号
- ・のぞみ園 山陽小野田市高栄三丁目6番15号
- ・なるみ園 山陽小野田市日の出三丁目14番5号

(3) 施設の設置目的、沿革、役割等

・みつば園

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）による障害者支援施設で、生活介護、施設入所支援、短期入所及び地域生活支援事業を運営するものとし、利用者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とした施設です。

平成2年4月1日から旧小野田市社会福祉事業団が市から委託を受けて運営。平成18年4月1日から平成28年3月31日まで山陽小野田市社会福祉事業団が指定管理者となっています。

・まつば園

障害者総合支援法による障害福祉サービス事業所で、就労移行支援及び就労継続支援に関する事業を運営するものとし、利用者の自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、自立した日常生活に必要な支援及び訓練を行う施設です。

昭和57年4月1日市直営で事業開始、昭和60年4月1日から旧小野田市社会福祉事業団が市から委託を受け運営。平成18年4月1日から平成28年3月31日まで山陽小野田市社会福祉事業団が指定管理者となっています。

・のぞみ園

障害者総合支援法による障害福祉サービス事業所で、生活介護に関する事業を運営するものとし、利用者の日常生活支援、創作的活動・生産活動の機会の提供と身体機能及び生活能力の向上のために必要な支援を行う施設です。

昭和62年4月1日から旧小野田市社会福祉事業団が市から委託を受け運営。平成18年4月1日から平成28年3月31日まで山陽小野田市社会福祉事業団が指定管理者となっています。

・なるみ園

発達に遅れやつまずきのある市内在住の6歳までの心身障害児に対して、年齢や発達段階に応じた基礎訓練を行い、一人ひとりの可能性を引き出し、明るく強い心身の育成を図るため指導援助することを目的とした施設です。

昭和50年4月1日市直営で事業開始、昭和60年4月1日から旧小野田市社会福祉事業団が市から委託を受け運営。平成18年4月1日から平成28年3月31日まで山陽小野田市社会福祉事業団が指定管理者となっています。

山陽小野田市心身障害児簡易通園施設条例の規定により、障害児の個々の特性に応じた療育指導を実施し運営する心身障害児簡易通園施設です。

(4) 施設規模

施設名	建築年度(竣工)	建物面積	建築構造	敷地面積
みつば園	平成元年度	1,511.2 m ²	鉄筋コンクリート造平屋建	5,400 m ²
まつば園	昭和56年度	674 m ²	鉄筋コンクリート造平屋建	2,747 m ²
のぞみ園	昭和61年度	154 m ²	鉄筋スレート造平屋建	450
※のぞみ	※平成25年度	21.5 m ²	※軽量鉄骨造平屋建	m ²
なるみ園	昭和46年度	323 m ²	木造モルタル平屋建て	811 m ²

(5) 施設の主な内容

・みつば園

居室(2人部屋8室172.58m²、3人部屋8室172.58m²)、
 食堂(94.71m²、48人収容)、調理室(49.82m²)、
 大ホール(182.45m²)、小ホール(37.25m²)、

相談室 (7.28㎡)、浴室 (2室31.52㎡)、医務室 (9.82㎡)、
 静養室 (7.28㎡)、会議室 (30.51㎡)、事務室 (89.72㎡)、
 ショートステイ (2室34.20㎡、4人収容)、宿直室 (2室10㎡)

・まつば園

食堂 (74.01㎡、70人収容)、調理室 (18.80㎡)、
 相談室 (7.50㎡)、医務室 (12.08㎡)、静養室 (4.53㎡)、
 事務室 (42.30㎡)、作業室 (183.39㎡)

・のぞみ園

作業室 (108.48㎡、19人収容)、事務室 (16㎡)、
 休息室 (9.94㎡、10人収容)、更衣室 (7.45㎡)
 事務室 (10.75㎡)、相談室兼多目的室 (10.75㎡)

・なるみ園

指導室 (3室160.27㎡、12人収容)、資料室 (35.83㎡)、
 事務室 (28.86㎡)

※配置は配置図 (別紙1) のとおり。

(6) 施設の利用状況 (平成26年度実績)

施設名	定員	年度末 利用人数	備 考
みつば園	40人	40人	短期入所:年間延利用日数 502日 日中一時支援:年間延利用回数 81回
まつば園	40人	41人	
のぞみ園	20人	18人	
なるみ園	10人	21人	

3 応募資格

次の要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 市から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 破産法 (平成16年法律第75号) に基づく破産手続、民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく民事再生手続、会社更生法 (平成15年法律第154号) に基づく会社再生手続又は会社法 (平成17年法律第86号) に基づく特別清算の開始の申立てを受けていないこと、若しくは自ら申立てを行っていないこと、又はこれらの手続を行っていないこと。

- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 市内に本拠地を置く社会福祉法人であること。
- (6) 障害者支援施設及び旧知的障害者福祉法による知的障害者援護施設を併せて運営実績が10年以上であること。
- (7) 各施設運営に当たって必要な資格等を有する人員を有していること。
- (8) みつば園等4園を一括管理・運営できること。
- (9) 山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年山陽小野田市条例第18号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していないこと。
- (10) 共同体においては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。

4 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 関係法令及び例規の規定を遵守すること。
 - (2) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
 - (3) 施設管理に係る情報は、市に準じた開示を行うこと。
 - (4) 業務に関連して取得した利用者等の個人情報適切に取り扱うこと。
- ※ 管理の基準に関する細目的事項は、協議の上協定で定めます。

5 指定管理者の業務等

(1) みつば園

- ア 障害者総合支援法に規定する生活介護、施設入所支援、短期入所及び地域生活支援事業に関する事業の実施に関する業務
- イ 施設及び設備の維持管理に関する業務
- ウ ア、イに掲げるもののほか市長が必要と認める業務

(2) まつば園

- ア 障害者総合支援法に規定する就労移行支援及び就労継続支援に関する事業の実施に関する業務
- イ 施設及び設備の維持管理に関する業務
- ウ ア、イに掲げるもののほか市長が必要と認める業務

(3) のぞみ園

- ア 障害者総合支援法に規定する生活介護に関する事業の実施に関する業務
- イ 施設及び設備の維持管理に関する業務
- ウ ア、イに掲げるもののほか市長が必要と認める業務

(4) なるみ園

- ア 入園した心身障害児に、障害の特性に応じ、日常生活に必要な基礎的な技術習得態度の養成及び団体生活への適応訓練を実施する事業の実施に関する業務

する業務

イ 施設及び設備の維持管理に関する業務

ウ ア、イに掲げるもののほか市長が必要と認める業務

6 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までとします。

ただし、管理を継続することが適当でないとき、指定を取り消すことがあります。

7 提出書類

申請に当たっては、以下の書類をA4版サイズに統一し、正本1部、副本10部を市に提出していただきます。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(1) 指定管理者指定申請書(別紙2)

(2) 事業計画書(別紙3)

① 施設の管理運営方針

② 指定期間内の事業計画(年度ごと、全体)

③ 指定期間内の収支計画(年度ごと、合計)

④ 指定管理料(年度ごと、合計)

後に示す指定管理料の上限額を上回る額を提示した場合は審査対象から除外します。

⑤ 管理運営体制(組織・人員体制、勤務体制、雇用計画等)

⑥ その他必要事項

(3) 応募の資格及び要件に関する書類

① 法人等概要書(直近1か年度の事業及び決算報告書、役員名簿等)

② 3の(7)に掲げる必要な資格を有することがわかるもの

(4) 定款、寄附行為、規約、設置要綱その他これらに類する書類

(5) 登記事項証明書(法人の場合)

(6) 市税の滞納がないことを証明する書類

(7) 過去の指定実績がわかる書類

(8) その他、市長が必要と認める書類

8 指定管理料及び利用料等

(1) 指定管理料

① 市は指定管理者に対し、施設の管理運営費に充てるため、会計年度ごとに指定管理料を支払います。指定管理料の額は、指定管理業務に係る経費の支出見込額から利用料等の収入見込額を差し引いた金額とし、次の金額(消費

税及び地方消費税を含まず。)を上限としますので、応募の際に提案する指定管理料が上限額を上回ることがないようにしてください。

施設名	指定管理料（年額）	左記管理料には、人件費、消耗品、光熱水費、修繕料、通信運搬費、警備・設備保守委託料等管理運営に関する経費が含まれています。
みつば園	2,115,000 円	
まつば園	710,000 円	
のぞみ園	1,951,000 円	
なるみ園	31,004,000 円	

②原則として公募の際に指定管理者から提示された金額を、市と指定管理者で締結する協定において定めます。

③指定管理料は、災害の発生など特別な場合を除き原則として変更しません。

④指定管理者の経営努力により生じた利益については、原則として指定管理者の利益とします。

⑤指定管理料の算定に当たっては、消費税及び地方消費税に関して、平成28年度は8%、平成29年度以降は10%で算定してください。

(2) 利用料等

指定管理者は、利用料及び指定障害福祉サービス費等の事業収入等を自らの収入として収受し、施設の管理運営に要する経費に充てることとします。

なお、みつば園・まつば園・のぞみ園の指定障害福祉サービス費は、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）における地方公共団体が設置する指定事業所の場合により、1,000分の965に相当する額となります。

9 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(1) 受付期間

平成27年10月1日(木)から平成27年10月15日(木)まで。

(2) 受付方法

質問票(別紙4)に記入の上、障害福祉課に郵送、ファックス又は電子メールで提出してください。

(3) 回答方法

指示する日時に障害福祉課で回答書を配布します。

1.0 募集要項の配布場所及び申請書の提出方法

(1) 配布場所・提出先

山陽小野田市健康福祉部障害福祉課

〒756-8601 山陽小野田市日の出一丁目1番1号

(2) 提出方法

書留郵便又は持参

※上記以外の方法（普通郵便、電子メール、ファックス等）での提出は認めません。

(3) 配布・提出期間

平成27年10月1日（木）から平成27年10月28日（水）までの日（市の休日を除く）の午前8時30分から午後5時15分までとします。

※郵送の場合、最終日の午後5時15分までに必着のこと。

(4) 辞退について

申請書提出後選定委員会までに辞退する場合は、文書にて辞退届を市へ提出してください。

1.1 選定方法

指定管理者選考委員会において、各委員が選定基準に沿って、それぞれ審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理者候補として選定します。

【選定基準】

I 市民の平等な利用が確保されること。

1 施設の設置目的及び経営（運営）モラルについて

①施設の「設置目的」の理解度

②法令遵守の理解度

2 平等な利用を図るための具体的な手法について

①利用者トラブルの未然防止及び対処方法

II 施設の効用を最大限に発揮させること。

1 利用者の増加を図るための具体的な手法及び期待される効果について

①実施事業のうち基本的な事業内容

②実施事業のうち基本的事業以外の事業内容

2 サービス向上を図るための具体的な手法及び期待される効果について

①サービス向上策

②利用者ニーズに対する対応

③広報やイベント活動等

④地域、関係団体との連携

3 施設の管理運営の内容、的確性について

- ①施設の保守点検管理・維持管理の方法
- ②個人情報の保護対策
- ③情報の開示方法

Ⅲ 施設の管理を安定して行う能力を有していること。

1 安定的な運営が可能となる経済的基盤について

- ①団体の財政状況
- ②類似施設の管理運営実績及び活動状況

2 安定的な運営が可能となる人的能力について

- ①組織の配置職員数
- ②指導育成及び研修体制
- ③緊急時の対応

3 収支計画の内容、妥当性及び実現性について

- ①収支計画の妥当性
- ②指定管理料 5年間の合計額の提案数値

※指定管理料の算定に当たっては、消費税及び地方消費税に関して、平成28年度は8%、平成29年度以降は10%で算定してください。

Ⅳ 施設の管理経費の縮減が図られること。

1 管理運営経費の縮減の内容について

- ①管理運営経費の縮減

1.2 申請に要する経費

申請に要する経費等は全て申請者の負担とします。

1.3 無効又は失効

以下の事項に該当する場合は、無効又は失効となることがあります。

- (1) 申請書の提出先、提出方法、提出期限が守られなかったとき。
- (2) 申請書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- (4) 申請書類に虚偽の内容が記載されているとき。
- (5) その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。

1.4 選定委員会

平成27年11月10日(火)に実施します。(予定)

当日は申請団体の代表者又は代理の方とのプレゼンテーションを行います

ので、出席方お願いします。

時間、場所、方法、手順等については後日連絡します。

1 5 選定結果

結果については、各申請者に文書で通知します。

1 6 指定管理者の決定及び指定管理料

- (1) 指定管理者は山陽小野田市議会の議決を経て決定（指定）されます。
- (2) 議決後に市と指定管理者との間で協定を締結しますが、この協定の指定管理料は当該年度予算額以内となりますので、申請時に提出のあった指定管理料の提案価格を下回る場合があります。
- (3) 指定管理者の決定後に辞退する場合は、辞退により生じた市が受ける損害の全部又は一部について指定管理者が賠償するものとします。

1 7 その他

- (1) 既定の様式は別添のとおりです。
- (2) 提出書類はお返ししません。
- (3) 提出書類は選定協議の目的で使用する場合に限り複写します。
- (4) 提出された書類は情報公開の請求により開示する場合があります。

問合せ先

山陽小野田市健康福祉部障害福祉課 担当 大坪

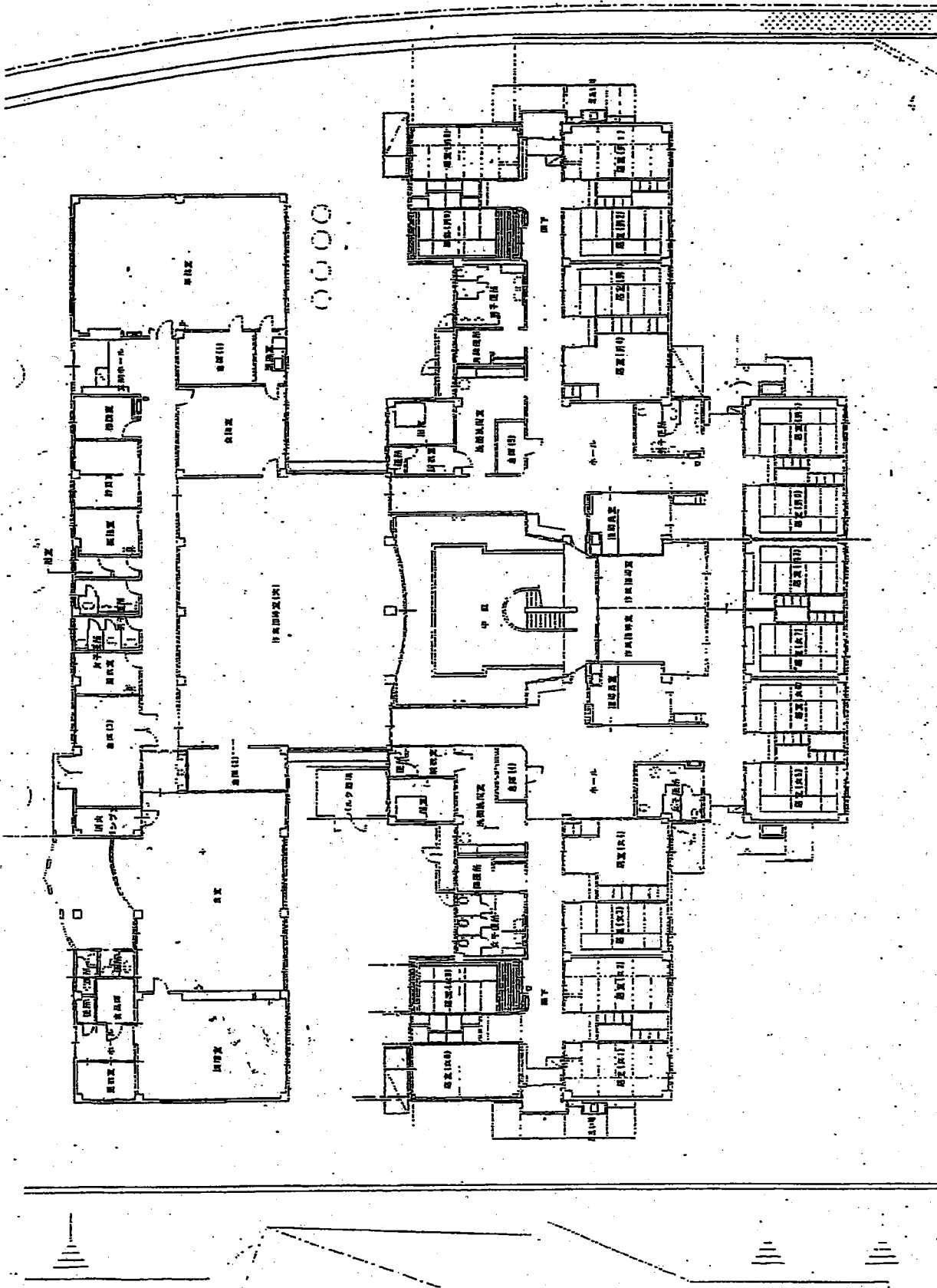
電 話 0 8 3 6 - 8 2 - 1 1 7 0

ファックス 0 8 3 6 - 8 3 - 9 0 8 2

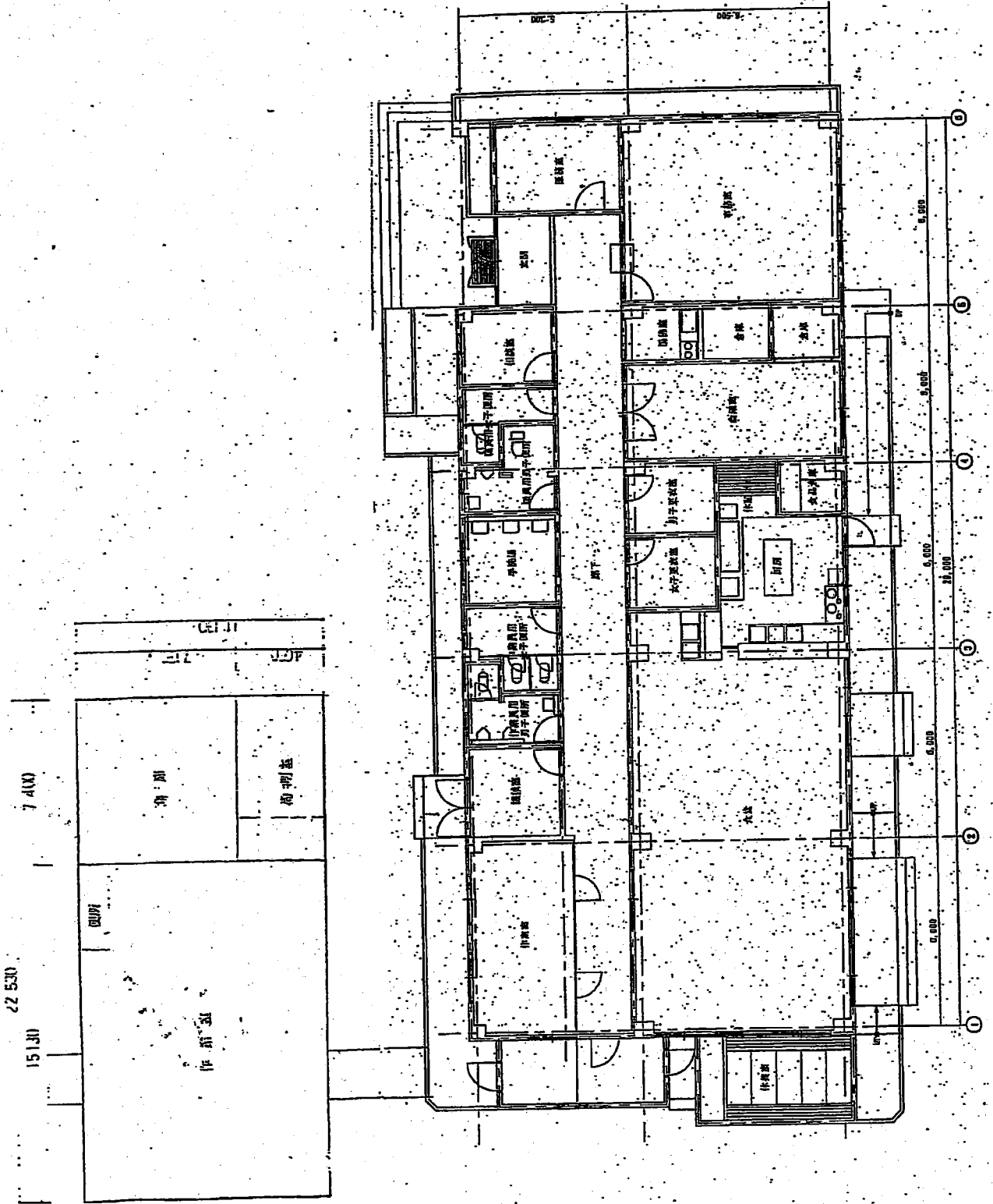
電子メールアドレス

shougai-fukushi@city.sanyo-onoda.lg.jp

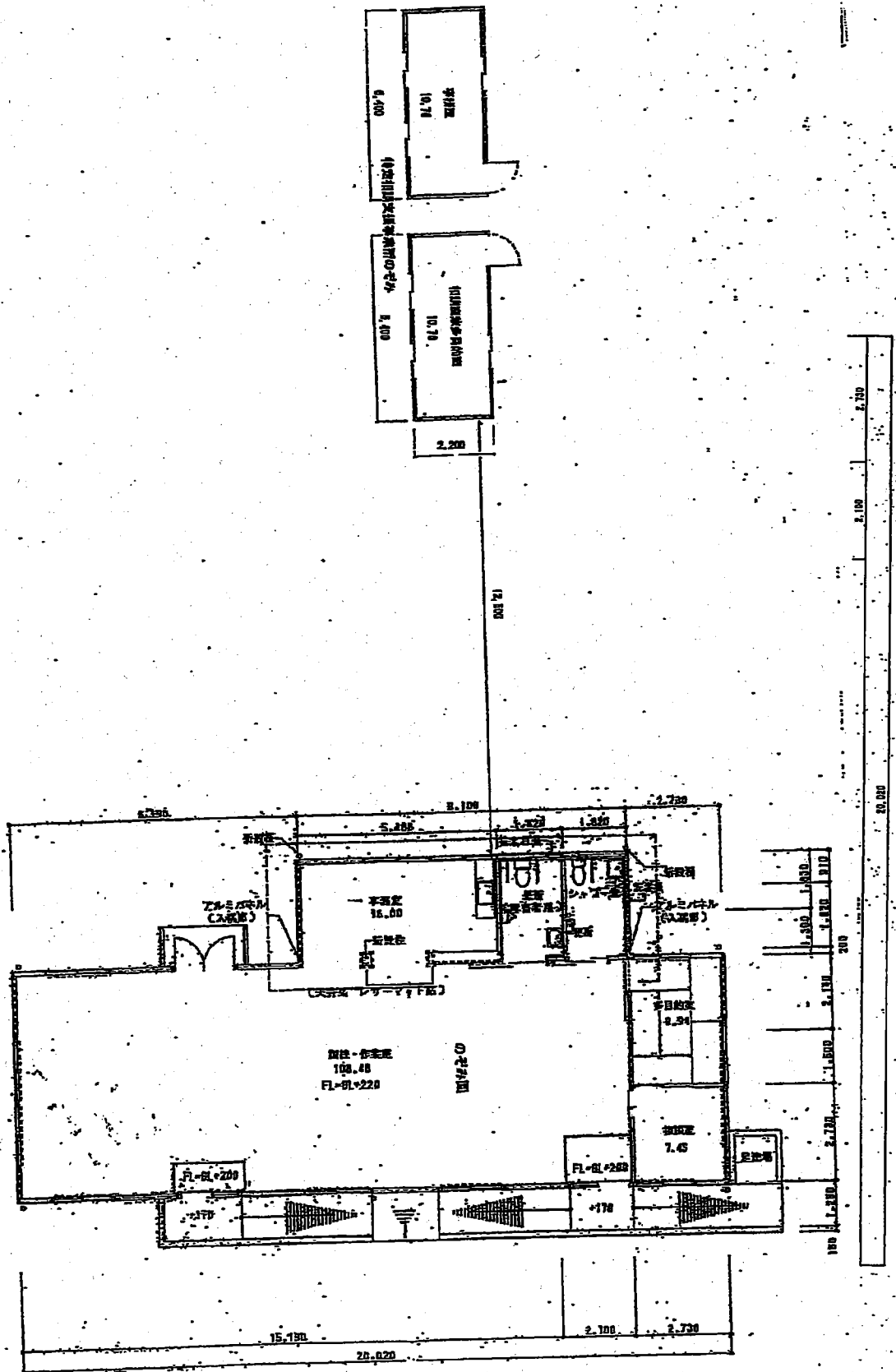
別紙 1 配置図 (みつば園)



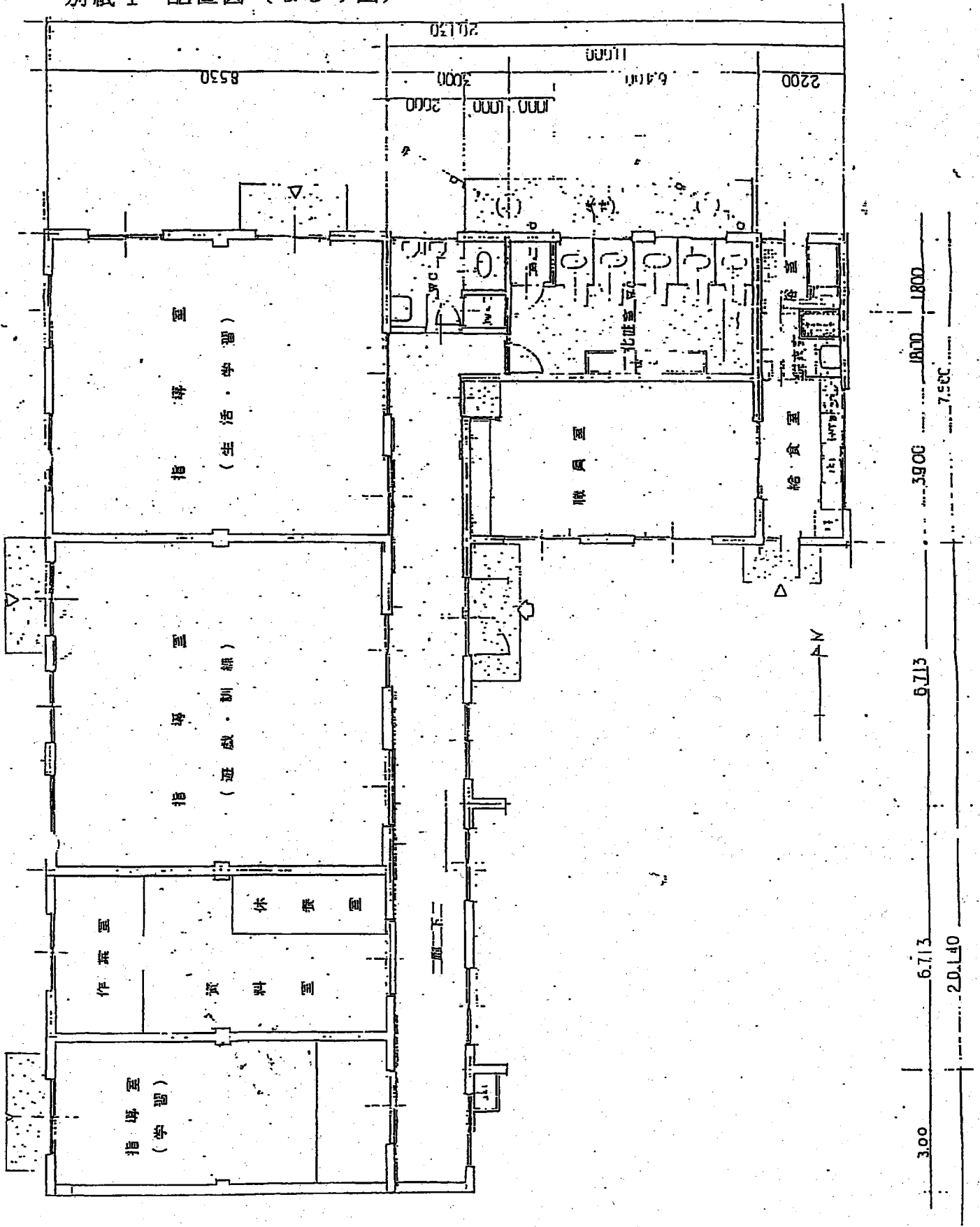
別紙 1 配置図 (まつば園)



別紙 1 配置図 (のぞみ園)



別紙 1 配置図 (なるみ園)



別紙2

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

山陽小野田市長

様

申請団体所在地
名称
代表者の氏名
電話番号

印

指定管理者指定申請書

指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 指定を受けようとする団体
名称
事務所の所在地

2 管理を行おうとする公の施設の名称

3 添付書類

- 事業計画書
- 応募の資格及び要件に関する書類
- 定款、寄附行為、規約、設置要綱その他これらに類する書類
- 登記事項証明書
- 市税の滞納がないことを証明する書類
- 過去の指定実績がわかる書類
- 市長が必要と認める書類

(

)

事業計画書

1 基本的事項

施設名					
団体名			代表者名		
団体所在地			設立年月日		従業員数
電話番号		FAX番号		Eメール	
主たる業務内容					
団体の運営方針					
経理状況	平成〇〇年度の決算書は別添のとおり	類似施設運営の実績の有無		有(年)・無	

2 管理運営方針

(1) 施設管理の方法(危機管理マニュアルを含む。)
(2) 年間の事業実施計画
(3) サービス向上の方策(広報、イベント、連携事業等を含む。)
(4) 利用者トラブルの防止及び対処(利用者の平等な利用の確保策を含む。)
(5) 個人情報の保護措置、情報開示の方法
(6) その他(利用者ニーズの把握、地域・関係団体連携の推進等)

3 管理運営体制

(1)組織及び配置職員数

(2)職員(資格者等を含む。)の確保

(3)雇用の予定

(4)職員研修の方針

(5)緊急時の連絡体制

4 収支計画(平成28年4月1日から平成33年3月31日まで)

単位:千円

区分		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	計
項目	内訳						
収入	利用料						
	指定管理料						
	計						
支出	人件費						
	事務費						
	管理費						
	事業費						
	計						

5 管理運営経費の縮減策

--

質 問 票

資料名称	ページ ・項目	質問事項

< 質問者 >

団体名 _____

代表者 _____

電話番号 _____

※ 資料名称は、募集要項に関するものは「募集要項」、指定管理業務仕様書に関するものは「仕様書」、その他のものについては「その他」と記入してください。

※ 用紙が不足する場合は、複写して使用してください。

◆ 提出締切：平成27年10月15日（木）午後5時15分必着
持参以外は着信確認のこと。

◆ 提出先：山陽小野田市健康福祉部障害福祉課（担当 大坪）

管理業務仕様書

1 指定管理者が行う管理に関する基本的な考え方

- (1) 条例等関係法令を遵守し、施設の目的及び理念に即した管理運営を行い、その実現に向け最大の努力を行うこと。
- (2) 公の施設であることを常に念頭において、利用者の公平な管理運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (3) 利用者の安全を確保し、災害時及び緊急時に備えた危機管理を徹底すること。
- (4) 施設の利用促進を積極的に図るとともに、サービスの向上に努め、利用者が快適に施設を利用できるよう、円滑かつ適切な管理運営を行うとともに環境負荷の低減と施設の保全に努め、運営費の縮減に努めること。
- (5) 施設管理に係る情報は、市に準じた開示を行うこと。
- (6) 個人情報の保護を徹底すること。
- (7) 指定管理者は、業務を一括して第三者に再委託してはならない。

2 法令の遵守

管理運営に当たっては、本仕様書のほか、条例等関係法令及び別に定める協定書を遵守し、各施設の設置目的に沿って管理すること。

※ 主要な関係法令等

- ・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・ 山陽小野田市障害者支援施設条例（平成 24 年山陽小野田市条例第 11 号）
- ・ 山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例（平成 24 年山陽小野田市条例第 12 号）
- ・ 山陽小野田市心身障害児簡易通園施設条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 114 号）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
- ・ 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）
- ・ 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）
- ・ 個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）
- ・ 山陽小野田市個人情報保護条例（平成 15 年山陽小野田市条例第 9 号）
- ・ 山陽小野田市情報公開条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 8 号）

- ・ 山陽小野田市指定管理者指定手続条例（平成17年山陽小野田市条例第226号）

※関係法令等に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。

3 管理運営に関する基準

(1) 開園時間及び休園日

- ・ みつば園

開園時間 24時間体制

休園日 なし

- ・ まつば園

開園時間 月曜日から金曜日

午前8時30分から午後5時15分まで

開園日に指定した土曜日

午前8時30分から午後0時30分まで

休園日 日曜日、市長が開園日に指定した土曜日を除く土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、同月3日、8月14日から同月16日まで及び12月29日から同月31日まで。その他、市長が必要と認める日。

- ・ のぞみ園

開園時間 月曜日から金曜日

午前8時30分から午後5時15分まで

開園日に指定した土曜日

午前8時30分から午後5時15分まで

休園日 日曜日、市長が開園日に指定した土曜日を除く土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、同月3日、8月14日から同月16日まで及び12月29日から同月31日まで。その他、市長が必要と認める日。

- ・ なるみ園

開園時間 午前8時30分から午後5時15分まで

休園日 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日・3日、12月29日から30日まで。土曜日、日曜日。その他、市長が必要と認める日。

(2) 利用料

山陽小野田市障害者支援施設条例第6条及び山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例第6条に規定する利用料を徴収するものとする。

(3) 使用の制限

指定管理者は、市が必要と認める場合を除き、目的以外に施設を使用してはならない。

4 管理運営に必要な体制づくり

(1) 指定管理者は、管理運営業務を実施するに当たり、利用者のサービスの向上及び安全確保を図り業務に支障なく対応できるような人員を、みつば園、まつば園及びのぞみ園にあつては、指定事業所として規定された人員を配置しなければならない。また、障害福祉課及びこども福祉課の職員との連携を密にし、速やかに事務処理を行うこと。

(2) 従事者についての留意事項

- ①従事者の勤務体制は、施設の管理運営に支障がないよう配慮すること。
- ②従事者の資質を高めるため、施設の管理運営に必要な知識と技術を習得させるため、研修等の実施・受講に努めること。
- ③従事者は各施設の目的と理念を十分に理解して利用者に接すること。
- ④みつば園、まつば園及びのぞみ園の従事者については、指定事業所の規定による資格を有する者を配置すること。
- ⑤なるみ園の従事者については、こどもの療育指導を3年以上経験した者を最低3名以上含んだ体制とすること。また、他の療育関係機関との連携・協力を行うこと。

5 業務概要

(1) 施設設備の維持管理

各敷地内に存する全ての施設設備の維持管理を行うとともに、効率的な運営を図ること。また、防火管理者等、施設維持管理に必要な資格保有者を配置すること。

備品の整理と保守管理を行い、購入及び廃棄等の異動については、市と協議を行うこと。

(2) 利用者対応

利用者に対しては、各施設の目的及び理念を常に念頭におき、利用者の立場に立った対応を行うこと。

(3) 危機管理に関する業務

自然災害、人為災害等のあらゆる非常事態、緊急事態に備え、危機管理体制を築くとともに、対応マニュアルを作成し災害時の対応について、随時訓練を行うこと。

(4) 環境衛生に関する業務

常に快適な環境を保つため、法令等を遵守し、日常清掃及び定期清掃を適切に行うこと。

6 経理

(1) 指定管理者の収入

指定管理料、利用料、指定障害福祉サービス費等の事業収入

(2) 指定管理者の負担

人件費、事務費（消耗品、光熱水費、修繕料、警備・設備保守委託料等）、事業費（給食費、保健衛生費等）

(3) 事業報告及び決算報告等

指定管理者は、毎年度終了後3か月以内に管理業務に係る事業報告及び決算報告を市へ提出すること。また、毎月10日までに、前月分の業務報告を市へ提出すること。

7 情報の取扱い

(1) 個人情報について

業務上知り得た個人情報については、山陽小野田市個人情報保護条例により適正な取扱いをすること。指定管理者でなくなった場合も同様とする。

(2) 情報の公開について

公共施設の管理であることを認識し、山陽小野田市情報公開条例の趣旨に鑑み、その管理運営についての透明性を高めるよう努めること。

(3) 文書の管理について

管理運営業務に当たって作成又は取得した文書は適正に管理し保存すること。

(4) 守秘義務について

業務上知り得た情報や内容等を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならない。指定管理業務に係る従事者及び指定管理期間が満了した後についても同様とする。

8 備品の帰属

市は、現に所有する備品については指定管理者に無償で貸与する。なお、

指定管理期間中に指定管理者が購入した備品は、原則として市の所有とする。ただし、これにより難い場合は、あらかじめ市の承認を得なければならない。

また、車両等を各施設間で共用又は配置換えして使用することが管理運営上効率的又は有効的である場合には、市の承認を得て共用又は配置換えすることができる。

※貸与備品は備品一覧（別紙①）のとおり。

9 指定管理者に対する監督

(1) 監督

市は指定管理者が行う管理運営の適正を期するため、指定管理者に対して、当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(2) 指定の取消等

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合又は指定管理者が市の指示に従わないときは、市はその指定を取り消すことができる。この場合に生じた損害は指定管理者が市に賠償するものとする。

(3) 監査

監査委員等が市の事務を監査するのに必要があると認めるときは、市は指定管理者の帳簿書類その他の記録を提出させるとともに、監査委員会への出席を求め、実地調査することができる。

10 事業評価

市は、指定期間中に提出された報告書等に基づき事業評価を実施する。事業評価の結果、指定管理者の業務が仕様書を満たしていないと判断した場合は是正勧告を行い、当該勧告対象となった事項に改善がみられない場合、市は指定管理者に対する支払の停止、支払額の減額又は指定管理者の指定の取消しなどの措置を行うことがある。

11 管理業務に関する費用及び危険負担の範囲

(1) 市が負担する範囲

施設の大規模修繕及び増改築に要する経費、業務内容及び法令等の変更に伴う経費等。

(2) 指定管理者が負担する範囲

管理運営業務に関して必要な経費、施設及び設備の補修で簡易なもの(1件が10万円以下のもの)等。

※ 施設の管理運営に伴うリスク分担については、リスク分担表(別紙②)に定めるとおり。

1.2 引継ぎについて

協定締結後、速やかに事務引継ぎを行うこと。引継ぎのために要した費用については指定管理者の負担とする。指定期間終了もしくは指定取消により、次期指定管理者に事務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要な資料を提出すること。

なお、現利用者(入所者)が、継続して利用(入所)を希望する場合は、原則として指定管理者が引き継ぐこととする。

1.3 その他

この仕様書に定めのない事項及び指定管理者の業務の内容並びに処理について疑義が生じた場合は、市と指定管理者が誠意をもって協議し決定するものとする。

別紙①

備品一覧

みつば園

備品名		個数	備品名		個数	
設備	空調設備	一式	厨房	脇台	1	
	消防設備	一式		台付シンク	1	
	放送設備	一式		包丁まな板保管庫	1	
	電気設備	一式		二層シンク	1	
	電話設備 (リース)	一式 (14 台)		調理台	1	
	風呂ボイラー	2		置台	1	
	外灯設備	23		ガスレンジ	1	
	洗濯物干し場	2		盛付台	1	
	フェンス	一式		パンラック	1	
	倉庫	2		器具消毒保管庫	1	
厨房	冷凍冷蔵庫	2	厨房	食器消毒保管庫	1	
	洗米機	1		フライヤー	1	
	ガス立体炊飯器 (リース)	1		冷凍庫 (リース)	1	
	回転釜	1		その他	事務机	26
	コンベクションオープン (リース)	1			イス	25
	食器洗浄機 (リース)	1			ロッカー	15
	一槽シンク	1			応接セット	1
	シャワーシンク	1			保管庫	30
移動台	1	食堂テーブル	12			
			食堂イス	56		

まつば園

備品名		個数	備品名		個数
設備	空調設備	一式	厨房	食器消毒保管庫	1
	消防設備	一式		電気炊飯器	2
	電気設備	一式	その他	事務机	10
	電話設備	一式 (4 台)		イス	10

	外灯設備	3		ロッカー (4連10台、3連1台、2連7台)	57
	倉庫	2		応接セット	1
	フェンス	一式		保管庫	6
厨房	冷凍冷蔵庫	3		作業台	10
	ガス炊飯器	1		食堂テーブル	14
	米びつ	1		食堂イス	78
	ガスレンジ	2			

のぞみ園

備品名		個数	備品名		個数
設備	空調設備	一式	その他	事務机	10
	消防設備	一式		イス	10
	電気設備	一式		ロッカー (2連8台)	24
	電話設備	1		保管庫	3
	外灯設備	1		作業台	8
	倉庫	1		作業用イス	20

なるみ園

備品名		個数	備品名		個数
設備	空調設備	一式	その他	事務机	6
	消防設備	一式		イス	6
	電気設備	一式		ロッカー (2連1台、3連2台)	8
	電話設備	1		応接セット	1
	外灯設備	1		保管庫	6
	倉庫	1		園児用イス	27
			園児用テーブル	7	
			園児用ロッカー (5人用4台)	20	
			療育器機類	一式	

備品一覧 (車両)

みつば園

車名		車両番号	
三菱	デリカ	山口 33 ぬ	6637
〃	キャンター	山口 11 み	6445
トヨタ	サクシード	山口 400 た	3786
ダイハツ	ハイジェット	山口 41 ま	2105
トヨタ	ノア (リース)	山口 501 ふ	4015
スズキ	アルト	山口 580 ゆ	6160
〃	ワゴンR	山口 80 あ	2724

まつば園

車名		車両番号	
トヨタ	コースター	山口 22 さ	1106
〃	ハイエース	山口 300ぬ	3264
日産	キャラバン	山口 800 す	・430
日野	デュトロ	山口 400 た	5335
スズキ	エブリィ	山口 41 ぬ	1362
〃	ワゴンR	山口 50 む	・993
〃	キャリー	山口 41 て	2487

のぞみ園

車名		車両番号	
トヨタ	ハイエース	山口 200 さ	・233
ダイハツ	ハイジェット	山口 480 あ	4803

なるみ園

車名		車両番号	
トヨタ	ハイエース	山口 300 め	1611
ダイハツ	タント	山口 580 ち	3786

別紙②

リスク分担表

種類	内容	負担者	
		市	指定管理者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によって生じた事由		○
施設・設備の損傷	経年劣化によるもので、修繕費用が1件10万円以下のもの		○

	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない1件10万円以下の損傷		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない極めて小規模なもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合（ただし、市が加入している「市民総合賠償保証保険」の保険給付対象となる場合があります。		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリ ティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

指定管理者評価表

資料4

施設名	指定障害者支援施設みつば園			
指定管理者	社会福祉法人山陽小野田市社会福祉事業団			
指定期間	自 H23.4.1	至 H28.3.31	指定期間	5.0年
評価対象年度	平成26年度		施設所管課	障害福祉課
指定管理料	1,884,343円	税込み	評価年月日	平成27年6月11日
利用料金制度	なし		アンケート	実施
選定方法	公募		単独指定回数	

	項目	評価	コメント欄
管理運営の状況	開館日数及び開館時間は適切か	3	条例及び管理規則どおり開館閉館が行われている。
	保守管理業務は適切に行われたか	3	消防設備点検業務委託等を行い適切に行っている。
	清掃業務は適切に行われたか	3	職員が毎日清掃をしている。
	保安警備業務は適切に行われたか	3	機械警備を委託し適切に行っている。(夜間も職員が勤務している。)
	外構や植栽等の管理は適切に行われたか	3	職員が適宜行なっている。
	事故、苦情及び緊急時の対応は適切であったか	3	緊急防災対策マニュアルを作成し、適切に対応している。
	事故、苦情及び緊急時の市への連絡は適切であったか	1	軽微な事故について、市への報告がなかった。
	個人情報の管理は適切か	3	利用者別に個人情報等提供同意書を管理し、内部規定に基づき適切に行っている。
	現金の管理は適切か	3	2人以上で対応し、適切に処理している。
	減免申請に対する取り扱いは適正か	-	減免による対応は想定されない。
	修繕は適切に行われたか	3	適切に行なわれている。
	各種報告書等は遅滞なく提出されたか	3	月報、年報とも遅滞なく報告されている。
人員配置等	人員配置は適切か	3	別①に詳細を記入してください
	必要な有資格者は適切に配置されているか	3	配置基準を満たしている。
	労働条件は適切か	3	適切に実施されている。
	職員の資質向上を図る取組(職員研修)は適切に行われたか	3	職員に外部研修を受講させている。
事業実施	事業計画どおりに事業が実施されたか	3	適切に実施している。
	講座やイベントは満足できる内容であったか	3	みつば園祭、事業団運動会等を実施し、盛況である。
	施設の設置目的に沿った自主事業を行ったか	-	施設の事業内容になじまない。
サービス向上	アンケート等により利用者ニーズの把握に努めているか	3	利用者満足度調査及び面談によりニーズ把握している。
	利用者の苦情・要望を反映させる取組を行っているか	3	食事や部屋割りの要望など、可能な限り対応している。
	接客態度は良いか	3	虐待防止のセルフチェック行い、管理者がチェックしており、利用者及び保護者からの苦情はない。
	HP等による広報活動は効果的に行われたか	3	HPを開設し広報している。
	特定の利用者を有利又は不利に扱っていないか	3	利用者及び保護者からの苦情はなく、差別的な取り扱いはない。
	利用者の満足度は高いか	3	満足度調査の結果により、利用者の満足度が高いことがうかがえる。
	利用者サービスの向上を図る取組は行われたか	-	施設の事業内容になじまない。
状況用	利用状況はどうか(前年及び計画との比較)	-	別②に詳細を記入してください
	利用者増加のための取組をしたか	-	施設の事業内容になじまない。(定員一杯で運営)
収支状況	収入の状況はどうか(前年及び計画との比較)	-	別③に詳細を記入してください
	支出の状況はどうか(前年及び計画との比較)	-	
	収支の状況はどうか(支出超過になっていないか)	-	
	収入増加の取組は行われたか	3	報酬加算を獲得する取り組みを行なっている。
	経費節減の取組は行われたか	3	職員給与を5%カットするとともに、軽微な補修等は職員で対応している。

小計 73

別①(人員配置について)

平成26年度

指定障害者支援施設みつば園

前年度	職員21名 管理者1名、サービス管理責任者1名、主任生活支援員2名、副主任生活支援員3名、生活支援員9名、栄養士1名、看護師1名、事務員2名、臨時職員1名(就労支援員)
計画	職員21名 管理者1名、サービス管理責任者1名、主任生活支援員2名、副主任生活支援員3名、生活支援員9名、栄養士1名、看護師1名、事務員2名、臨時職員1名(就労支援員)
実績	職員21名 管理者1名、サービス管理責任者1名、主任生活支援員2名、副主任生活支援員3名、生活支援員9名、栄養士1名、看護師1名、事務員2名、臨時職員1名(就労支援員)

別②(利用状況について)

単位:人・件

内 訳	H24 実績	H25 実績	H26 計画	H26 実績
生活介護(人)	40	40	40	40
施設入所支援(人)	40	40	40	40
短期入所(延べ利用日数)	89	339	-	502
日中一時支援(述べ利用回数)	55	62	-	81
合 計	224	481	80	663

利用評価
3

評価	
----	--

備考

定員一杯で運営しており、短期入所、日中一時支援の利用者は増加している。

別③(収入状況)

単位:円

収 入	H24 実績	H25 実績	H26 計画	H26 実績
就労支援事業収入	1,776,934	1,776,934	1,982,000	1,983,971
障害福祉サービス等事業収入	168,929,674	170,625,214	193,524,000	193,811,902
指定管理料	1,832,000	1,832,000	1,885,000	1,884,343
その他の収入	175,300	225,200	209,000	209,100
合 計	172,713,908	174,459,348	197,600,000	197,889,316

収入評価
3

評価	
----	--

備考

別③(支出状況)

単位:円

支 出	H24 実績	H25 実績	H26 計画	H26 実績
人件費	114,127,674	118,681,091	121,320,000	121,295,452
事業費	28,480,176	28,700,435	29,670,000	29,398,783
事務費	19,006,883	16,353,411	17,009,000	16,882,467
就労支援事業	1,775,702	1,776,934	1,982,000	1,983,971
合 計	163,390,435	165,511,871	169,981,000	169,560,673

支出評価	収入評価
2	4

評価	
----	--

備考

総合評価

96

特に評価される点	満足度調査により、利用者の満足度が高いことがうかがえる。定員一杯で運営しており、収支は安定的に黒字である。
改善すべき点	軽微な事故について、事業団の内部決裁は行なっているものの、市への報告がなかったため、軽微な事故についても市へ報告することとした。
その他	

評価基準

基準	点数
該当なし	-
計画を大きく下回っている 期待する水準を大きく下回っている	0
達成度イメージ 60%未満 一部分を除き事業計画どおりである 一部分を除き期待する水準どおりである	1
達成度イメージ 60%~79% ほぼ事業計画どおりである ほぼ期待する水準どおりである	2
達成度イメージ 80%~99% 事業計画どおりである 期待する水準どおりである	3
達成度イメージ 100%以上	

利用状況及び収入状況について

基準	点数
該当なし	-
前年度実績 \geq 実績 かつ 計画 $>$ 実績	0
前年度実績 $<$ 実績	1
計画 \leq 実績	2
前年度実績 $<$ 実績 かつ 計画 \leq 実績	3

支出状況について

基準	点数
該当なし	-
前年度実績 \leq 実績 かつ 計画 $<$ 実績	0
前年度実績 $>$ 実績	1
計画 \geq 実績	2
前年度実績 $>$ 実績 かつ 計画 \geq 実績	3

収支状況について

利益率 = 収入実績 ÷ 支出実績

利益率	点数
0.6未満	0
0.6~0.7未満	1
0.7~0.9未満	2
0.9~1未満	3
1以上	4

指 定 管 理 者 評 価 表

資料 4

施設名	指定障害福祉サービス事業所まつば園			
指定管理者	社会福祉法人山陽小野田市社会福祉事業団			
指定期間	自 H23.4.1	至 H28.3.31	指定期間	5.0年
評価対象年度	平成26年度		施設所管課	障害福祉課
指定管理料	776,572円	税込み	評価年月日	平成27年6月10日
利用料金制度	なし		アンケート	未実施
選定方法	公募		単独指定回数	

	項 目	評 価	コ メ ン ト 欄
管理運営の状況	開館日数及び開館時間は適切か	3	条例及び管理規則どおり開館閉館が行われている。
	保守管理業務は適切に行われたか	3	消防設備点検業務委託等を行い適切に行っている。
	清掃業務は適切に行われたか	3	職員及び利用者が毎日清掃をしている。
	保安警備業務は適切に行われたか	3	時間外及び休日の機械警備が適切に行われている。
	外構や植栽等の管理は適切に行われたか	3	職員が適宜行なっている。
	事故、苦情及び緊急時の対応は適切であったか	3	緊急防災対策マニュアルを作成し、適切に対応している。
	事故、苦情及び緊急時の市への連絡は適切であったか	1	軽微な事故について、市への報告がなかった。
	個人情報の管理は適切か	3	利用者に個人情報等提供同意書をもらい管理しており、内部規定に基づき適切に行っている。
	現金の管理は適切か	3	2人以上で対応し、適切に処理している。
	減免申請に対する取り扱いは適正か	-	減免による対応は想定されない。
	修繕は適切に行われたか	3	10万円以下の修繕について適切に行なわれている。
	各種報告書等は遅滞なく提出されたか	3	月報、年報とも遅滞なく報告されている。
人員配置等	人員配置は適切か	3	別①に詳細を記入してください
	必要な有資格者は適切に配置されているか	3	配置基準を満たしている。
	労働条件は適切か	3	適切に実施されている。
	職員の資質向上を図る取組(職員研修)は適切に行われたか	3	職員に外部研修を受講させている。
事業実施	事業計画どおりに事業が実施されたか	3	適切に実施している。
	講座やイベントは満足できる内容であったか	3	まつば園のぞみ園祭、事業団運動会等を実施し、盛況である。
	施設の設置目的に沿った自主事業を行ったか	-	施設の設置目的になじまない。
サービス向上	アンケート等により利用者ニーズの把握に努めているか	2	アンケートは未実施であるが、契約時にニーズ把握している。
	利用者の苦情・要望を反映させる取組を行っているか	3	業務後、毎日職員全員による支援会議を行っている。
	接客態度は良いか	3	虐待防止のセルフチェック行い、管理者がチェックしており、利用者及び保護者からの苦情はない。
	HP等による広報活動は効果的に行われたか	3	HPによる広報や、支援学校懇談会に積極的に参加し広報している。
	特定の利用者を有利又は不利に扱っていないか	3	利用者及び保護者からの苦情はなく、差別的な取り扱いはない。
	利用者の満足度は高いか	3	アンケートは未実施であるが利用者の出勤率が高く、満足度が高いことがうかがえる。
	利用者サービスの向上を図る取組は行われたか	-	施設の設置目的になじまない。
状況利用	利用状況はどうか(前年及び計画との比較)	/	別②に詳細を記入してください
	利用者増加のための取組をしたか	3	支援学校の懇談会に積極的に参加し、実習生を多く受け入れている。
収支状況	収入の状況はどうか(前年及び計画との比較)	/	別③に詳細を記入してください
	支出の状況はどうか(前年及び計画との比較)	/	
	収支の状況はどうか(支出超過になっていないか)	/	
	収入増加の取組は行われたか	3	報酬加算を獲得する取り組みを行なっている。
	経費節減の取組は行われたか	3	職員給与を5%カットするとともに、軽微な補修等は職員で対応している。

別①(人員配置について)

平成26年度 指定障害福祉サービス事業所まつば園

前年度	職員10名 管理者1名、サービス管理責任者1名、職業指導員3名、生活支援員3名、臨時職員2名(就労支援員1名、職業指導員1名)
計画	職員10名 管理者1名、サービス管理責任者1名、職業指導員3名、生活支援員3名、臨時職員2名(就労支援員1名、職業指導員1名)
実績	職員10名 管理者1名、サービス管理責任者1名、職業指導員3名、生活支援員3名、臨時職員2名(就労支援員1名、職業指導員1名)

別②(利用状況について)

単位:人・件

内 訳	H24 実績	H25 実績	H26 計画	H26 実績
就労継続支援継続(B型)事業	15	14	15	15
就労移行支援事業	26	26	25	25
合 計	41	40	40	40

利用評価
2

評価

備考	定員一杯で運営している。
----	--------------

別③(収入状況)

単位:円

収 入	H24 実績	H25 実績	H26 計画	H26 実績
就労支援事業収入	16,891,432	15,127,893	17,170,000	17,324,759
障害福祉サービス等事業収入	67,644,760	70,416,550	70,984,000	71,017,810
指定管理料	755,000	755,000	777,000	776,572
その他収入	131,400	139,600	119,000	119,750
合 計	85,422,592	86,439,043	89,050,000	89,238,891

収入評価
3

評価

備考	
----	--

別③(支出状況)

単位:円

支 出	H24 実績	H25 実績	H26 計画	H26 実績
人件費	52,582,973	54,700,795	56,020,000	55,997,822
事業費	2,909,753	3,596,435	3,785,000	3,699,668
事務費	3,718,870	2,789,799	2,905,000	2,823,973
就労支援事業	16,890,794	15,127,893	17,170,000	17,324,759
合 計	76,102,390	76,214,922	79,880,000	79,846,222

支出評価	収支評価
2	4

評価

備考	
----	--

総合評価
94

特に評価される点	利用者の出勤率及び工賃が同事業を実施する他の施設より高く、利用者の満足度が高いことがうかがえる。定員一杯で運営しており、収支は安定的に黒字である。
改善すべき点	軽微な事故について、事業団の内部決裁を行なっているものの、市への報告がなかったため、軽微な事故についても市へ報告することとした。また、ニーズ把握について、保護者等へのアンケート調査を行なうこととする。
その他	

評価基準

基準	点数
該当なし	-
計画を大きく下回っている 期待する水準を大きく下回っている 達成度イメージ 60%未満	0
一部分を除き事業計画どおりである 一部分を除き期待する水準どおりである 達成度イメージ 60%～79%	1
ほぼ事業計画どおりである ほぼ期待する水準どおりである 達成度イメージ 80%～99%	2
事業計画どおりである 期待する水準どおりである 達成度イメージ 100%以上	3

利用状況及び収入状況について

基準	点数
該当なし	-
前年度実績 \geq 実績 かつ 計画 $>$ 実績	0
前年度実績 $<$ 実績	1
計画 \leq 実績	2
前年度実績 $<$ 実績 かつ 計画 \leq 実績	3

支出状況について

基準	点数
該当なし	-
前年度実績 \leq 実績 かつ 計画 $<$ 実績	0
前年度実績 $>$ 実績	1
計画 \geq 実績	2
前年度実績 $>$ 実績 かつ 計画 \geq 実績	3

収支状況について

利益率 = 収入実績 ÷ 支出実績

利益率	点数
0.6未満	0
0.6～0.7未満	1
0.7～0.9未満	2
0.9～1未満	3
1以上	4

指定管理者評価表

資料4

施設名	指定障害福祉サービス事業所のぞみ園			
指定管理者	社会福祉法人山陽小野田市社会福祉事業団			
指定期間	自 H23.4.1	至 H28.3.31	指定期間	5.0年
評価対象年度	平成26年度		施設所管課	障害福祉課
指定管理料	2,600,000円	税込み	評価年月日	平成27年6月11日
利用料金制度	なし		アンケート	未実施
選定方法	公募		単独指定回数	

	項目	評価	コメント欄
管理運営の状況	開館日数及び開館時間は適切か	3	条例及び管理規則どおり開館が行われている。
	保守管理業務は適切に行われたか	3	消防設備点検業務委託を行い適切に行っている。
	清掃業務は適切に行われたか	3	職員が毎日清掃をしている。
	保安警備業務は適切に行われたか	3	時間外及び休日の機械警備が適切に行われている。
	外構や植栽等の管理は適切に行われたか	3	職員が適宜行なっている。
	事故、苦情及び緊急時の対応は適切であったか	3	緊急防災対策マニュアルを作成し、適切に対応している。
	事故、苦情及び緊急時の市への連絡は適切であったか	1	軽微な事故について、市への報告がなかった。
	個人情報の管理は適切か	3	利用者に個人情報等提供同意書をもらい管理しており、内部規定に基づき適切に行っている。
	現金の管理は適切か	3	2人以上で対応し、適切に処理している。
	減免申請に対する取り扱いは適正か	-	減免による対応は想定されない。
	修繕は適切に行われたか	3	10万円以下の修繕について適切に行なわれている。
	各種報告書等は遅滞なく提出されたか	3	月報、年報とも遅滞なく報告されている。
人員配置等	人員配置は適切か	3	別①に詳細を記入してください
	必要な有資格者は適切に配置されているか	3	配置基準を満たしている。
	労働条件は適切か	3	適切に実施されている。
	職員の資質向上を図る取組(職員研修)は適切に行われたか	3	職員に外部研修を受講させている。
事業実施	事業計画どおりに事業が実施されたか	3	適切に実施している。
	講座やイベントは満足できる内容であったか	3	まつば園のぞみ園祭、事業団運動会等を実施し、盛況である。
	施設の設置目的に沿った自主事業を行ったか	-	施設の設置目的になじまない。
サービス向上	アンケート等により利用者ニーズの把握に努めているか	2	アンケートは未実施であるが、契約時にニーズ把握している。
	利用者の苦情・要望を反映させる取組を行っているか	3	苦情なし。保護者からの日帰り旅行、バザーについての要望は、対応している。
	接客態度は良いか	3	虐待防止のセルフチェック行い、管理者がチェックしており、利用者及び保護者からの苦情はない。
	HP等による広報活動は効果的に行われたか	3	HPによる広報や、支援学校懇談会に積極的に参加し広報している。
	特定の利用者を有利又は不利に扱っていないか	3	利用者及び保護者からの苦情はなく、差別的な取り扱いはない。
	利用者の満足度は高いか	3	アンケートは未実施であるが、保護者からの苦情はなく、満足していると判断される。
	利用者サービスの向上を図る取組は行われたか	-	施設の設置目的になじまない。
状況用	利用状況はどうか(前年及び計画との比較)	/	別②に詳細を記入してください
	利用者増加のための取組をしたか	3	支援学校の懇談会に積極的に参加し、実習生を多く受け入れている。
収支状況	収入の状況はどうか(前年及び計画との比較)	/	別③に詳細を記入してください
	支出の状況はどうか(前年及び計画との比較)	/	
	収支の状況はどうか(支出超過になっていないか)	/	
	収入増加の取組は行われたか	3	報酬加算を獲得する取り組みを行なっている。
	経費節減の取組は行われたか	3	職員給与を5%カットするとともに、軽微な補修等は職員で対応している。

小計 38

別①(人員配置について)

平成26年度 指定障害福祉サービス事業所のぞみ園

前年度	職員6名 管理者1名、副園長1名、主任支援員1名、支援員2名、臨時職員1名(支援員)
計画	職員10名 管理者1名、サービス管理責任者1名、主任生活支援員1名、生活支援員1名、臨時職員4名(生活支援員3名、看護師1名)、相談支援専門員1名、相談員1名
実績	職員10名 管理者1名、サービス管理責任者1名、主任生活支援員1名、生活支援員1名、臨時職員4名(生活支援員3名、看護師1名)、相談支援専門員1名、相談員1名

別②(利用状況について)

単位:人・件

内 訳	H24 実績	H25 実績	H26 計画	H26 実績
福祉作業所	19	19		
障害福祉サービス事業 生活介護			20	18
合 計	19	19	20	18

利用評価
0

評価	
----	--

備考

入院等で年度中の退所者がいるものの、ほぼ定員一杯で運営している。

別③(収入状況)

単位:円

収 入	H24 実績	H25 実績	H26 計画	H26 実績
就労支援事業収入	1,313,076	1,172,025	520,000	528,621
障害福祉サービス等事業収入			54,840,000	56,532,659
指定管理料	28,660,000	28,660,000	2,600,000	2,600,000
その他収入			2,000	2,422,298
合 計	29,973,076	29,832,025	57,962,000	62,083,578

収入評価
3

評価	
----	--

備考

法定施設への以降後、収入が大幅に増加している。

別③(支出状況)

単位:円

支 出	H24 実績	H25 実績	H26 計画	H26 実績
人件費	26,617,107	30,344,245	41,610,000	46,075,521
事業費	1,035,786	1,422,301	2,230,000	2,170,754
事務費	1,322,993	1,221,592	3,090,000	3,020,181
就労支援事業	1,312,669	1,172,025	520,000	528,621
その他の費用	384,468			
合 計	30,673,023	34,160,163	47,450,000	51,795,077

支出評価	0	収支評価	4
------	---	------	---

評価	
----	--

備考

法定施設への以降後、支出が増加しているが、収支は大幅に改善している。

総合評価

90

特に評価される点	法定施設以前は、収支は赤字であったが、法定施設以降は収支が黒字化している。
改善すべき点	軽微な事故について、事業団の内部決裁を行なっているものの、市への報告がなかったため、軽微な事故についても市へ報告することとした。また、ニーズ把握について、保護者等へのアンケート調査を行なうこととする。
その他	

評価基準

基準	点数
該当なし	-
計画を大きく下回っている 期待する水準を大きく下回っている 達成度イメージ 60%未満	0
一部分を除き事業計画どおりである 一部分を除き期待する水準どおりである 達成度イメージ 60%~79%	1
ほぼ事業計画どおりである ほぼ期待する水準どおりである 達成度イメージ 80%~99%	2
事業計画どおりである 期待する水準どおりである 達成度イメージ 100%以上	3

利用状況及び収入状況について

基準	点数
該当なし	-
前年度実績 \geq 実績 かつ 計画 $>$ 実績	0
前年度実績 $<$ 実績	1
計画 \leq 実績	2
前年度実績 $<$ 実績 かつ 計画 \leq 実績	3

支出状況について

基準	点数
該当なし	-
前年度実績 \leq 実績 かつ 計画 $<$ 実績	0
前年度実績 $>$ 実績	1
計画 \geq 実績	2
前年度実績 $>$ 実績 かつ 計画 \geq 実績	3

収支状況について

利益率 = 収入実績 ÷ 支出実績

利益率	点数
0.6未満	0
0.6~0.7未満	1
0.7~0.9未満	2
0.9~1未満	3
1以上	4

指 定 管 理 者 評 価 表

資料 4

施設名	心身障害児簡易通園施設なるみ園			
指定管理者	山陽小野田市社会福祉事業団			
指定期間	自 H23.4.1	至 H28.3.31	指定期間	5.0年
評価対象年度	平成26年度		施設所管課	こども福祉課
指定管理料	33,037,714円	税込み	評価年月日	平成27年6月10日
利用料金制度	なし		アンケート	未実施
選定方法	公募		単独指定回数	

	項 目	評 価	コ メ ン ト 欄
管理運営の状況	開館日数及び開館時間は適切か	3	規則のとおりの開館が行われている。
	保守管理業務は適切に行われたか	3	
	清掃業務は適切に行われたか	3	指定管理者が毎日朝、夕の清掃を行っている。
	保安警備業務は適切に行われたか	3	機械警備が適切に行われている。
	外構や植栽等の管理は適切に行われたか	3	指定管理者が植栽の剪定等を行って。
	事故、苦情及び緊急時の対応は適切であったか	3	交通事故の対応も迅速である。苦情等はほとんどない。
	事故、苦情及び緊急時の市への連絡は適切であったか	3	交通事故の市への連絡も迅速であった。
	個人情報の管理は適切か	3	
	現金の管理は適切か	3	保護者からおやつ代等を適正に管理している。
	減免申請に対する取り扱いは適正か	-	
	修繕は適切に行われたか	3	
	各種報告書等は遅滞なく提出されたか	2	業務報告が園だよりによっているため、正式な業務報告を依頼した。
人員配置等	人員配置は適切か	3	別①に詳細を記入してください
	必要な有資格者は適切に配置されているか	3	保育士、幼稚園教諭、介護福祉士、社会福祉士等の資格を有する人材を配置している。
	労働条件は適切か	3	適正である。
	職員の資質向上を図る取組(職員研修)は適切に行われたか	3	支援に必要な研修を積極的に受講している。
事業実施	事業計画どおりに事業が実施されたか	3	事業計画どおりに事業が実施された。
	講座やイベントは満足できる内容であったか	-	
	施設の設置目的に沿った自主事業を行ったか	-	
サービス向上	アンケート等により利用者ニーズの把握に努めているか	2	常に保護者からの意見聴取を行っている。
	利用者の苦情・要望を反映させる取組を行っているか	3	職員会議を開催し意見反映に努めている。
	接客態度は良いか	3	
	HP等による広報活動は効果的に行われたか	3	HPを開設している。
	特定の利用者を有利又は不利に扱っていないか	3	
	利用者の満足度は高いか	3	保護者からの意見を聞いても満足度は高いと思われる。
	利用者サービスの向上を図る取組は行われたか	3	保護者懇談会、父親参観、保護者への研修を行っている。
利用状況	利用状況はどうか(前年及び計画との比較)	/	別②に詳細を記入してください
	利用者増加のための取組をしたか	-	
収支状況	収入の状況はどうか(前年及び計画との比較)	/	別③に詳細を記入してください
	支出の状況はどうか(前年及び計画との比較)	/	
	収支の状況はどうか(支出超過になっていないか)	/	
	収入増加の取組は行われたか	-	
	経費節減の取組は行われたか	3	時間外勤務が出ないように、効率のよい事業運営を行っている。

小計 70
41

別①(人員配置について)

前年度	園長(事務局長兼務)1人、主任療育指導員(副園長)1人、療育指導員4人、臨時職員1人
計画	園長(事務局長兼務)1人、主任療育指導員(副園長)1人、療育指導員4人、臨時職員1人
実績	園長(事務局長兼務)1人、主任療育指導員(副園長)1人、療育指導員4人、臨時職員1人

別②(利用状況について)

単位:人・件

内 訳	H24 実績	H25 実績	H26 計画	H26 実績
通園児	16	16	10	21
合 計	16	16	10	21

利用評価
3

評価	
----	--

備考	
----	--

別③(収入状況)

単位:円

収 入	H24 実績	H25 実績	H26 計画	H26 実績
指定管理料	32,120,000	32,120,000	33,037,714	33,037,714
療育相談支援事業委託料他	500,000	500,000	500,000	500,000
合 計	32,620,000	32,620,000	33,537,714	33,537,714

収入評価
3

評価	
----	--

備考	
----	--

別③(支出状況)

単位:円

支 出	H24 実績	H25 実績	H26 計画	H26 実績
人件費	22,330,721	23,503,912	25,021,000	25,008,143
事業費	1,491,264	1,793,803	2,000,000	1,915,023
事務費	2,855,012	2,438,972	2,679,000	2,601,871
その他	2,214,000	2,214,000	3,000,000	3,000,000
合 計	28,890,997	29,950,687	32,700,000	32,525,037

支出評価	収支評価
2	4

評価	
----	--

備考	
----	--

総合評価
96

特に評価される点	指定管理者である社会福祉事業団は、職員の意識向上や技術向上のための研修を受講させる向上的な姿勢があり、また、職員の心身障害児の療育に対する意識が高く、熱意が感じられる。保護者に対しても、保護者の意識改革の必要性も考え、ペアレント・トレーニングの研修を行っている。
改善すべき点	業務報告書の提出について、園だよりをそれに変わるものとして提出されているが、実施後に実績とした業務報告書を提出すること。
その他	

評価基準

基準	点数
該当なし	-
計画を大きく下回っている 期待する水準を大きく下回っている 達成度イメージ 60%未満	0
一部分を除き事業計画どおりである 一部分を除き期待する水準どおりである 達成度イメージ 60%～79%	1
ほぼ事業計画どおりである ほぼ期待する水準どおりである 達成度イメージ 80%～99%	2
事業計画どおりである 期待する水準どおりである 達成度イメージ 100%以上	3

利用状況及び収入状況について

基準	点数
該当なし	-
前年度実績 \geq 実績 かつ 計画 $>$ 実績	0
前年度実績 $<$ 実績	1
計画 \leq 実績	2
前年度実績 $<$ 実績 かつ 計画 \leq 実績	3

支出状況について

基準	点数
該当なし	-
前年度実績 \leq 実績 かつ 計画 $<$ 実績	0
前年度実績 $>$ 実績	1
計画 \geq 実績	2
前年度実績 $>$ 実績 かつ 計画 \geq 実績	3

収支状況について

利益率 = 収入実績 \div 支出実績

利益率	点数
0.6未満	0
0.6～0.7未満	1
0.7～0.9未満	2
0.9～1未満	3
1以上	4

児童館指定管理者について

【対象施設】

有帆児童館
高千帆児童館
高泊児童館
小野田児童館
須恵児童館
赤崎児童館
本山児童館

【指定管理者候補者】

社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会

【添付資料】

- (資料1) 山陽小野田市児童館指定管理者選定委員会
審査集計表 P 1
- (資料2) 山陽小野田市児童館指定管理者募集要項
P 2 ~ P 1 1
- (資料3) 管理業務仕様書
P 1 2 ~ P 1 9
- (資料4) 平成26年度指定管理者評価表
P 2 0 ~ P 2 3

平成27年11月12日

児童館指定管理者選定委員会 審査集計表

申し込み団体 社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会

審査員氏名 総務部長:中村聡 総合政策部長:芳司修重 担当部次長:岩本良治
学識経験者:嶋田正平、富田輝美 合計5名

審査項目	審査員 A	審査員 B	審査員 C	審査員 D	審査員 E	合 計	平均点	補正後 平均点
1 市民の平等な利用が確保されるものであるか。(8点満点)	7	8	8	8	8	39	7.8	7.8
2 児童館の効用を最大限発揮させるものであるか。(22点満点)	17	14	19	16	15	81	16.2	16.2
3 施設管理を安定して行うために必要な人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しているか又は確保できる見込みがあるか。(12点満点)	9	10	11	10	10	50	10.0	10.0
4 施設の管理経費の縮減が図られるものであるか。(8点満点)	4	4	4	5	6	23	4.6	4.6
合 計 (50点満点)	37	36	42	39	39	193	38.6	38.6

■審査基準表の審査項目は1～6のカテゴリーで大別しているが、審査において得点の分散値(異常値)を除外するため、各カテゴリー別の平均点の50%以上及び50%以下の得点を付した審査員の得点を除外して平均点を算出することとする。

山陽小野田市
児童館指定管理者募集要項



平成 27 年 10 月

山陽小野田市こども福祉課

1 募集の目的

児童館は、児童福祉法（昭和29年法律第164号）第40条に定める「児童厚生施設」で、本市では7館を設置しています。

これらの児童館について、民間の能力やノウハウを活用し、より効果的、効率的な管理運営を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号）第5条の規定に基づく指定管理者を募集します。

2 対象施設の概要

(1) 名称

- ・ 山陽小野田市有帆児童館（以下「有帆児童館」という。）
- ・ 山陽小野田市高千帆児童館（以下「高千帆児童館」という。）
- ・ 山陽小野田市高泊児童館（以下「高泊児童館」という。）
- ・ 山陽小野田市小野田児童館（以下「小野田児童館」という。）
- ・ 山陽小野田市須恵児童館（以下「須恵児童館」という。）
- ・ 山陽小野田市赤崎児童館（以下「赤崎児童館」という。）
- ・ 山陽小野田市本山児童館（以下「本山児童館」という。）

(2) 所在地

- ・ 有帆児童館 山陽小野田市新有帆町1番14号
- ・ 高千帆児童館 山陽小野田市掃山二丁目6番17号
- ・ 高泊児童館 山陽小野田市大字西高泊923番地
- ・ 小野田児童館 山陽小野田市中川三丁目3番10号
- ・ 須恵児童館 山陽小野田市大字小野田5228番地
- ・ 赤崎児童館 山陽小野田市大字小野田4402番地
- ・ 本山児童館 山陽小野田市大字小野田482番地

(3) 施設の設置目的

児童館は、「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする。」施設です。

(4) 施設規模

施設名	建築年度(竣工)	建設面積	建築構造	敷地面積
有帆児童館	平成10年3月	241.30 m ²	鉄筋コンクリート造 平屋建	1,484.89 m ²
高千帆児童館	平成7年3月	140.98 m ²	鉄筋コンクリート造 2階建	2,600.00 m ²

高 泊児童館	平成 11 年 3 月	240.13 m ²	鉄筋コンクリート造 平屋建	1,323.08 m ²
小野田児童館	平成 8 年 3 月(改 築)	610.19 m ²	鉄筋コンクリート造 2 階建	2,379.00 m ²
須 恵児童館	平成 8 年 3 月	277.67 m ²	鉄筋コンクリート造 平屋建	815.08 m ²
赤 崎児童館	平成 15 年 3 月	250.00 m ²	鉄筋コンクリート造 平屋建	800.00 m ²
本 山児童館	平成 16 年 3 月	170.00 m ²	木造 2 階建	850.00 m ²

(5) 施設の主な内容

・有帆児童館

児童クラブ室 (53.90 m²)、遊戯室 (22.50 m²)

静養室 (5.40 m²)、集会室 (31.50 m²)

母親クラブ室 (22.40 m²)、図書室 (16.00 m²)

事務室 (18.60 m²)

・高千帆児童館

1 階

児童クラブ室 (63.50 m²)、遊戯室 (11.19 m²)

静養室 (8.21 m²)

2 階

集会室 (66.25 m²)、図書室 (10.14 m²)

事務室 (11.59 m²)

・高泊児童館

児童クラブ室 (51.00 m²)、遊戯室 (20.33 m²)

静養室 (6.60 m²)、集会室 (25.50 m²)

図書室 (16.05 m²)、事務室 (16.80 m²)

・小野田児童館

児童クラブ室 (74.21 m²)、遊戯室 (42.25 m²)

静養室 (38.54 m²)、集会室 (94.10 m²)

図書室 (40.22 m²)、事務室 (29.09 m²)

・須恵児童館

児童クラブ室 (67.75 m²)、遊戯室 (15.21 m²)

静養室 (8.29 m²)、集会室 (67.75 m²)

図書室 (10.37 m²)、事務室 (13.25 m²)

・赤崎児童館

児童クラブ室 (32.25 m²)、静養室兼相談室 (5.40 m²)
 遊戯室兼地域交流スペース (53.36 m²)、図書室 (16.00 m²)
 集会室兼ボランティア室 (27.75 m²)、創作活動室 (20.64 m²)
 事務室 (21.30 m²)

・本山児童館

1階

児童クラブ室 (33.00 m²)、静養室 (8.07 m²)
 集会室兼ボランティア室 (27.00 m²)、大ホール (51.93 m²)

2階

遊戯室兼地域交流スペース (56.00 m²)、相談室 (8.96 m²)
 図書コーナー (12.00 m²)、創作活動コーナー (12.00 m²)
 事務室 (21.00 m²)

※配置は別添平面図のとおり。

(6) 施設の利用状況 (平成26年度実績)

施設名	年間利用者(人)	備考
有帆児童館	3,730	左記人数で中学生まで2,161人
高千帆児童館	5,362	左記人数で中学生まで4,065人
高泊児童館	7,034	左記人数で中学生まで5,333人
小野田児童館	4,979	左記人数で中学生まで3,915人
須恵児童館	3,783	左記人数で中学生まで2,786人
赤崎児童館	4,745	左記人数で中学生まで3,656人
本山児童館	4,919	左記人数で中学生まで4,035人

3 応募資格

市内に本拠地を置く法人その他の団体で、次の要件を満たしていること。

(1) 社会福祉法人、その他の法人、又は下記のアからウまでの要件を満たす団体。

ア 社会的信望を有すること。

イ 実務を担当する幹部職員に、児童福祉及び社会福祉事業についての知識経験を有する者を含むこと。

ウ 児童館の運営事業の経理区分が明確にできること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 市から指名停止措置を受けていないこと。

- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続、会社更生法（平成15年法律第154号）に基づく会社更生手続又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算の開始の申立てを受けていないこと、若しくは自ら申立てを行っていないこと、又はこれらの手続を行っていないこと。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) 山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年山陽小野田市条例第18号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していないこと。
- (7) 共同体においては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。

4 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 関係法令及び例規を遵守すること。
（児童福祉法、児童福祉施設最低基準、山陽小野田市児童館条例等）
 - (2) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
 - (3) 施設管理に係る情報は市に準じた開示を行うこと。
 - (4) 業務に関連して取得した利用者等の個人情報適切に取り扱うこと。
 - (5) 1館において、児童厚生員（遊びを指導する職員）を最低2名以上配置すること。
- ※ 管理の基準に関する細目的事項は、協議の上協定で定めます。

5 指定管理者の業務等

- (1) 山陽小野田市児童館条例第4条に掲げる下記事業の企画及び実施に関する業務
 - ア 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別的指導を行うこと。
 - イ 児童の健全育成に関すること。
 - ウ 育児について必要な助言、指導等に関すること。
 - エ 児童の各種相談に関すること。
 - オ その他、児童館の設置の目的達成に必要なこと。
- (2) 児童館の維持管理に関する業務

※ 第三者委託の禁止 施設の管理運営上必要な場合、指定管理者が設備の維持点検、警備等、個々の具体的業務を第三者に委託することは可能です。
ただし、管理にかかる業務を一括して第三者へ委託することはできません。
- (3) その他、市長が必要と認める業務

※ 別記1の管理業務仕様書を参照のこと。

6 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。

ただし、管理を継続することが適当でないとき、指定を取り消すことがあります。

7 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を正1部、副10部、A4版サイズに統一し、市に提出していただきます。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(1) 指定管理者指定申請書・・・別添様式第1号

(2) 事業計画書・・・別添様式第2号

① 施設の管理運営方針

② 指定期間内の事業計画（年度ごと、全体）

③ 指定期間内の収支計画（年度ごと、合計）

④ 指定管理料（年度ごと、合計）

⑤ 管理運営体制（組織・人員体制、勤務体制、雇用計画等）

⑥ その他必要事項

(3) 応募の資格及び要件に関する書類

(4) 定款、寄付行為、規約、設置要綱その他これらに類する書類

(5) 登記事項証明書（法人の場合）

(6) 市税の滞納がないことを証明する書類

※複数館の指定管理に応募する場合、(3)から(6)までの書類は正副各1部の提出で結構です。

8 指定管理料

①市は指定管理者に対し、施設の管理運営費に充てるため、会計年度ごとに指定管理料を支払います。指定管理料の額は、次の金額（消費税及び地方消費税の額を含まず。）を上限としますので、応募の際に提案する指定管理料が上限額を上回ることがないようにしてください。

児童館名	指定管理料（年額）	備考
有帆児童館	5,891,000円	左記管理料には、人件費、消耗品、光熱水費、修繕料、通信運搬費、警備・設備保守委託料
高千帆児童館	5,662,000円	
高泊児童館	5,976,000円	
小野田児童館	6,029,000円	

須 恵 児童館	5,982,000 円	等管理運営に関する 経費が含まれていま す。
赤 崎 児童館	5,856,000 円	
本 山 児童館	5,931,000 円	

②原則として公募の際に指定管理者から提示された金額を、市と指定管理者で締結する協定において定めます。

③指定管理料は、災害の発生など特別な場合を除き原則として変更しません。

④指定管理者の経営努力により生じた利益については、原則として指定管理者の利益とします。

⑤指定管理料の算定に当たっては、消費税及び地方消費税の額に関して、平成28年度は8%、平成29年度以降は10%で算定してください。

⑥別記2のリスク分担表及び参考資料も参照してください。

9 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 平成27年10月1日(木)から平成27年10月15日(木)まで
- (2) 受付方法 質問票(別添様式第3号)に記入の上、こども福祉課に郵送、ファックス又は電子メールで提出してください。
- (3) 回答方法 質問受付時に指示した日時に、こども福祉課で回答書を配布します。

10 申請書の提出先、提出方法及び提出期間

- (1) 提出先 山陽小野田市健康福祉部こども福祉課(市役所1階)
〒756-8601 山陽小野田市日の出一丁目1番1号
- (2) 提出方法 こども福祉課に直接持参すること
※郵送、電子メール、ファックスでの提出は認めません。
- (3) 提出期間 平成27年10月1日(木)から平成27年10月28日(水)までの(休日を除く)午前8時30分から午後5時15分までとします。
- (4) 辞退について
申請書提出後選定委員会までに辞退する場合は、文書にて辞退届を市へ提出してください。

11 選定方法

指定管理者選定委員会において、各委員が選定基準に沿って、それぞれ審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理者候補として選定します。

[選定基準]

(1) 市民の平等な利用が確保されるか。

① 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果について

ア 市民の平等な利用が確保されるか。

イ 児童館の設置目的を理解しているか。

ウ 利用者トラブルの未然防止策は適切か。

(2) 事業の内容は児童館の効用を最大限発揮させるものか

① 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果

ア 事業計画について、新規事業、独創的事业はあるか。

イ 事業計画について、着実な事業実施が見込まれるか。

ウ 事業計画について、児童の健全育成の観点から効果が認められるか。

エ 事業計画とサービス向上策等について、学校や地域団体との連携事業等、地域と一体となった取組ができるか。

② サービス向上を図るための具体的手法及び期待される効果

ア サービス向上のための方策に実現性はあるか。また、その広報活動は十分か。

イ 利用者のニーズ把握の方法は適切・具体的か。

ウ 利用者のニーズを事業につなげる工夫はあるか。

エ 職員研修の予定について、研修内容は児童館活動の充実につながり、児童・育児相談も可能となるか。

③ 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性

ア 施設管理の方法について、防火、防犯、利用者の事故対策は適切か。

イ 個人情報の保護措置について、知識、体制、職員への周知方法は適切か。

(3) 施設管理を安定して行うために必要な人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しているか。また確保する見込みがあるか。

① 安定的な運営が可能となる経済的基盤があるか。

ア 財政状況は健全か。

② 類似施設の運営実績について

ア 類似施設の運営実績はあるか。

③ 安定的な運営が可能となる人的能力はあるか

ア 児童厚生員2名以上の資格取得者が配置されているか。

イ 職員の確保及び雇用の予定について、安定的な児童館運営ができる体制か。

ウ 緊急時の連絡体制について、自然災害、子どもの事故等、個別の状

況に応じた連絡網が確立されているか。防火管理者の配置予定はあるか。

(4) 施設の管理経費の縮減が図られているか

①収支計画の内容及び経費節減の手法とその実現の可能性について

- ア 収支計画の実現性はあるか。
- イ 指定管理料について。
- ウ 経費削減策について。

1 2 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

1 3 無効又は失効

以下の事項に該当する場合は、無効又は失効となることがあります。

- (1) 申請書の提出先、提出方法、提出期限が守られなかったとき。
- (2) 申請書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (4) 申請書類に虚偽の内容が記載されているもの
- (5) その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの

1 4 選定委員会

平成27年11月12日(木)に実施予定。

※選定委員会では、申請者にヒアリングを実施します。

1 5 選定結果

結果については、各申請者に文書で通知します。

1 6 指定管理者の決定及び指定管理料

- (1) 指定管理者は山陽小野田市議会の議決を経て決定(指定)されます。
- (2) 議決後に市と指定管理者との間で協定を締結しますが、この協定の指定管理料は当該年度予算額以内となりますので、申請時に提出のあった指定管理料の提案価格を下回る場合があります。
- (3) 指定管理者の決定後に辞退する場合は、辞退により生じた市が受ける損害の全部又は一部について指定管理者が賠償するものとします。

1.7 その他

- (1) 既定の様式は別添のとおりです。
- (2) 提出書類はお返しできません。
- (3) 提出された書類は、選定協議の目的で使用する場合に限り複写します。
- (4) 提出された書類は、情報公開の請求により開示する場合があります。

問い合わせ先

山陽小野田市健康福祉部 こども福祉課

担 当 河 口

電 話 0 8 3 6 - 8 2 - 1 2 0 7

ファックス 0 8 3 6 - 8 2 - 1 2 1 0

電子メールアドレス kodomo@city.sanyo-onoda.lg.jp

別記 1

管理業務仕様書

1 指定管理者が行う管理に関する基本的な考え方

- (1) 条例等関係法令を遵守し、施設の目的及び理念に即した管理運営を行い、その実現に向け最大の努力を行うこと。
- (2) 公の施設であることを常に念頭において、利用者の公平な管理運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (3) 利用者の安全を確保し、災害時及び緊急時に備えた危機管理を徹底すること。
- (4) 施設の利用促進を積極的に図るとともに、サービスの向上に努め、利用者が快適に施設を利用できるよう、円滑かつ適切な管理運営を行うとともに環境負荷の低減と施設の保全に努め、運営費の縮減に努めること。
- (5) 施設管理に係る情報は、市に準じた開示を行うこと。
- (6) 個人情報の保護を徹底すること。
- (7) 指定管理者は、業務を一括して第三者に再委託してはならない。

2 法令の遵守

管理運営に当たっては、本仕様書のほか、条例等関係法令及び別に定める協定書を遵守し、各施設の設置目的に沿って管理すること。

※ 主要な関係法令等

- ・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・ 児童福祉法（昭和 22 年山陽小野田市条例第 114 号）
- ・ 山陽小野田市児童館条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 111 号）
- ・ 山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則（平成 17 年山陽小野田市規則第 96 号）
- ・ 個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）
- ・ 山陽小野田市個人情報保護条例（平成 15 年山陽小野田市条例第 9 号）
- ・ 山陽小野田市情報公開条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 8 号）
- ・ 山陽小野田市指定管理者指定手続条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 226 号）

※関係法令等に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。

3 管理運営に関する基準

(1) 開館時間及び休館日

開館時間 午前8時30分から午後5時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

休館日 木曜日（児童クラブを除く。）、第3日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、同月3日、及び12月29日から同月31日まで。その他、市長が必要と認める日。

指定管理者に管理を行わせる場合の開館時間等

指定管理者に児童館の管理を行わせる場合は、当該指定管理者は必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、児童館の開館時間又は休館日を変更することができる。

(2) 利用の制限

利用者が児童館の目的に反する利用をし、又はそのおそれがあるとき、管理上支障があるときは、児童館を利用することができない。

4 管理運営に必要な体制づくり

(1) 指定管理者は、管理運営業務を実施するに当たり、利用者のサービスの向上及び安全確保を図り業務に支障なく対応できるような人員を配置しなければならない。また、こども福祉課の職員との連携を密にし、速やかに事務処理を行うこと。

(2) 従事者についての留意事項

- ①従事者の勤務体制は、施設の管理運営に支障がないよう配慮すること。
- ②従事者の資質を高めるため、施設の管理運営に必要な知識と技術を習得させるため、研修等の実施・受講に努めること。
- ③従事者は各施設の目的と理念を十分に理解して利用者に接すること。
- ④1館において、児童厚生員（遊びを指導する職員）を最低2名以上配置すること。

5 業務概要

(1) 山陽小野田市児童館条例第4条に掲げる下記事業の企画及び実施に関する業務

- ①健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別的指導を行うこと。
- ②児童の健全育成に関すること。
- ③育児について必要な助言、指導等に関すること。
- ④児童の各種相談に関すること。
- ⑤その他、児童館の設置の目的達成に必要なこと。

(2) 施設設備の維持管理

各敷地内に存する全ての施設設備の維持管理を行うとともに、効率的な運営を図ること。また、防火管理者等、施設維持管理に必要な資格保有者を配置すること。

備品の整理と保守管理を行い、購入及び廃棄等の異動については、市と協議を行うこと。

(3) 利用者対応

利用者に対しては、各施設の目的及び理念を常に念頭におき、利用者の立場に立った対応を行うこと。

(4) 危機管理に関する業務

自然災害、人為災害等のあらゆる非常事態、緊急事態に備え、危機管理体制を築くとともに、対応マニュアルを作成し災害時の対応について、随時訓練を行うこと。

(5) 環境衛生に関する業務

常に快適な環境を保つため、法令等を遵守し、日常清掃及び定期清掃を適切に行うこと。

6 経理

(1) 指定管理者の収入

指定管理料

(2) 指定管理者の負担

人件費、事務費（消耗品、光熱水費、修繕料、警備・設備保守委託料等）、事業費（保健衛生費等）

(3) 事業報告及び決算報告等

指定管理者は、毎年度終了後3か月以内に管理業務に係る事業報告及び決算報告を市へ提出すること。また、毎月10日までに、前月分の業務報告を市へ提出すること。

7 情報の取扱い

(1) 個人情報について

業務上知り得た個人情報については、山陽小野田市個人情報保護条例により適正な取扱いをすること。指定管理者でなくなった場合も同様とする。

(2) 情報の公開について

公共施設の管理であることを認識し、山陽小野田市情報公開条例の趣旨に鑑み、その管理運営についての透明性を高めるよう努めること。

(3) 文書の管理について

管理運営業務に当たって作成又は取得した文書は適正に管理し保存する

こと。

(4) 守秘義務について

業務上知り得た情報や内容等を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならない。指定管理業務に係る従事者及び指定管理期間が満了した後についても同様とする。

8 備品の帰属

市は、現に所有する備品については指定管理者に無償で貸与する。なお、指定管理期間中に指定管理者が購入した備品は、原則として市の所有とする。ただし、これにより難しい場合は、あらかじめ市の承認を得なければならない。

9 指定管理者に対する監督

(1) 監督

市は指定管理者が行う管理運営の適正を期するため、指定管理者に対して、当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(2) 指定の取消等

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合又は指定管理者が市の指示に従わないときは、市はその指定を取り消すことができる。この場合に生じた損害は指定管理者が市に賠償するものとする。

(3) 監査

監査委員等が市の事務を監査するのに必要があると認めるときは、市は指定管理者の帳簿書類その他の記録を提出させるとともに、監査委員会への出席を求め、実地調査することができる。

10 事業評価

市は、指定期間中に提出された報告書等に基づき事業評価を実施する。事業評価の結果、指定管理者の業務が仕様書を満たしていないと判断した場合は是正勧告を行い、当該勧告対象となった事項に改善がみられない場合、市は指定管理者に対する支払の停止、支払額の減額又は指定管理者の指定の取消しなどの措置を行うことがある。

11 管理業務に関する費用及び危険負担の範囲

(1) 市が負担する範囲

施設の大規模修繕及び増改築に要する経費、業務内容及び法令等の変更

に伴う経費等。

(2) 指定管理者が負担する範囲

管理運営業務に関して必要な経費、施設及び設備の補修で簡易なもの(1件が3万円以下のもの)等。

※ 施設の管理運営に伴うリスク分担については、リスク分担表(別記2)に定めるとおり。

1.2 引継ぎについて

協定締結後、速やかに事務引継ぎを行うこと。引継ぎのために要した費用については指定管理者の負担とする。指定期間終了もしくは指定取消により、次期指定管理者に事務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要な資料を提出すること。

1.3 その他

この仕様書に定めのない事項及び指定管理者の業務の内容並びに処理について疑義が生じた場合は、市と指定管理者が誠意をもって協議し決定するものとする。

別記 2

リスク分担表

種 類	内 容	負 担 者	
		市	指定管理 者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周 辺 地 域・住民及 び施設利 用者への 対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の 変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的理由に よる事業 変更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によって生じた事由		○
施設・設備 の損傷	経年劣化によるもので、3万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない2万円以下の損傷		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合 （ただし、市が加入している「市民総合賠償保証保険」の保険給付対象となる場合があります。）		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリ ティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

参考資料

指定管理料算定に当たり下記費用を参考にしてください。

※下記の表は、平成23年度から平成26年度までの各児童館の管理における固定的費用の決算額(年額)の平均値や平成28年度以降のその平均値をもととした放課後児童クラブ事業における経費との負担割合等を考慮した値です。この金額を参考にされ収支計画の「管理費」欄にご記入ください。

単位：千円

区 分	内 訳	本 山	赤 崎	須 恵	小野田	高 泊	高千帆	有 帆
光熱水費	電気、水道代等	310	220	320	330	270	270	270
通信運搬費	電話・インターネット代等	38	58	61	49	67	93	88
委託料等	機械設備の保守管理・浄化槽検査手数料	482	395	293	426	443	270	443
合 計		830	673	674	805	780	633	801

(消費税及び地方消費税の額を含んでいません。)

収支計画の

○収入欄には、指定管理料以外に収入があれば記載してください。

○支出欄には、上記管理経費以外に

人件費、旅費、研修費、事務消耗品、事業活動費などの名目で記入ください。

費目の名称に定めはありませんが、できるだけ内容の分かるものとしてください。

指 定 管 理 者 評 価 表

資料4

施設名	児童館					
指定管理者	山陽小野田市社会福祉協議会					
指定期間	自	H23.4.1	至	H28.3.31	指定期間	5.0年
評価対象年度	平成26年度			施設所管課	こども福祉課	
指定管理料	31,952,570円			評価年月日	平成27年6月10日	
利用料金制度	なし			アンケート	未実施	
選定方法	公募			単独指定回数		

	項 目	評 価	コ メ ン ト 欄
管理運営の状況	開館日数及び開館時間は適切か	3	規則のとおりの開館が行われている。
	保守管理業務は適切に行われたか	3	
	清掃業務は適切に行われたか	3	毎日職員が行っている。
	保安警備業務は適切に行われたか	3	委託契約により適正に行われている。
	外構や植栽等の管理は適切に行われたか	2	職員のできる範囲内で行われている。
	事故、苦情及び緊急時の対応は適切であったか	3	マニュアルにより適切な対応ができる体制にある。
	事故、苦情及び緊急時の市への連絡は適切であったか	3	マニュアルにより適切な対応ができる体制にある。
	個人情報の管理は適切か	3	利用者名簿の管理が適切になされている。
	現金の管理は適切か	3	
	減免申請に対する取り扱いは適正か	-	
	修繕は適切に行われたか	3	予算の範囲内において適正に行われている。
	各種報告書等は遅滞なく提出されたか	2	利用者数の報告はあるが、事業実施報告がなされていない。
	人員配置等	人員配置は適切か	3
必要な有資格者は適切に配置されているか		3	保育士、幼稚園教諭、小学校教諭の資格を有する者を配置している。
労働条件は適切か		3	
職員の資質向上を図る取組(職員研修)は適切に行われたか		2	必要に応じた研修に参加している。
事業実施	事業計画どおりに事業が実施されたか	3	仕様書どおりの事業が実施された。
	講座やイベントは満足できる内容であったか	2	児童館クラブや相談業務を実施しているが、利用者の固定や相談人数も少ない。
	施設の設置目的に沿った自主事業を行ったか	3	設置目的に沿った事業である。
サービス向上	アンケート等により利用者ニーズの把握に努めているか	1	意見箱を設置している。利用者に意見聴取をしている。
	利用者の苦情・要望を反映させる取組を行っているか	2	要望にあった取り組みはしているが、要望も少ない。
	接客態度は良いか	3	
	HP等による広報活動は効果的に行われたか	1	HPは、社会福祉協議会のホームページからのリンクである。ポスターの貼付。
	特定の利用者を有利又は不利に扱っていないか	3	
	利用者の満足度は高いか	3	意見聴取からは満足度は高いと思われる。
状況利用	利用状況はどうか(前年及び計画との比較)	/	別②に詳細を記入してください
	利用者増加のための取組をしたか	3	各児童館が毎月児童館だよりを発行し、地域の人の利用促進を行っている。
収支状況	収入の状況はどうか(前年及び計画との比較)	/	別③に詳細を記入してください
	支出の状況はどうか(前年及び計画との比較)	/	
	収支の状況はどうか(支出超過になっていないか)	/	
	収入増加の取組は行われたか	-	
	経費節減の取組は行われたか	3	光熱水費、通信運搬費、消耗品費の削減を行っている。

別①(人員配置について)

平成26年度

児童館

前年度	児童厚生員 2人
計画	児童厚生員 2人
実績	児童厚生員 2人

別②(利用状況について)

単位:人・件

内 訳	H24 実績	H25 実績	H26 計画	H26 実績
別紙のとおり	40,342	37,531	38,000	34,552
合 計	40,342	37,531	38,000	34,552

利用評価
0

評価	
----	--

備考	
----	--

別③(収入状況)

単位:円

収 入	H24 実績	H25 実績	H26 計画	H26 実績
別紙のとおり	43,450,000	43,450,000	44,691,427	44,691,427
合 計	43,450,000	43,450,000	44,691,427	44,691,427

収入評価
3

評価	
----	--

備考	
----	--

別③(支出状況)

単位:円

支 出	H24 実績	H25 実績	H26 計画	H26 実績
別紙のとおり	43,968,496	44,047,382	45,216,000	44,184,462
合 計	43,968,496	44,047,382	45,216,000	44,184,462

支出評価	収支評価
2	4

評価	
----	--

備考	
----	--

総合評価
86

<p>特に評価される点</p>	<p>各児童館が創意工夫を行い、行事やクラブを通して、児童に健全な遊びを教え、情操豊かにするという児童館の理念に沿った事業を計画的に行っている。児童厚生員においても、研修や会議において、意見交換を行い指導内容の充実に努めている。</p>
<p>改善すべき点</p>	<p>毎月提出される事業報告書について、利用者数の報告はあるが、事業実施報告がなされていないため、指導した。また、児童クラブと併設しており、児童クラブの児童が多いために、児童館に行きにくい児童もいる。児童館のクラブも週代わりで様々な行事を行っており、児童クラブの児童との共存を工夫していかなければならない。</p>
<p>その他</p>	

評価基準

基準	点数
該当なし	-
計画を大きく下回っている 期待する水準を大きく下回っている 達成度イメージ 60%未満	0
一部分を除き事業計画どおりである 一部分を除き期待する水準どおりである 達成度イメージ 60%~79%	1
ほぼ事業計画どおりである ほぼ期待する水準どおりである 達成度イメージ 80%~99%	2
事業計画どおりである 期待する水準どおりである 達成度イメージ 100%以上	3

利用状況及び収入状況について

基準	点数
該当なし	-
前年度実績 \geq 実績 かつ 計画 $>$ 実績	0
前年度実績 $<$ 実績	1
計画 \leq 実績	2
前年度実績 $<$ 実績 かつ 計画 \leq 実績	3

支出状況について

基準	点数
該当なし	-
前年度実績 \leq 実績 かつ 計画 $<$ 実績	0
前年度実績 $>$ 実績	1
計画 \geq 実績	2
前年度実績 $>$ 実績 かつ 計画 \geq 実績	3

収支状況について

利益率 = 収入実績 ÷ 支出実績

利益率	点数
0.6未満	0
0.6~0.7未満	1
0.7~0.9未満	2
0.9~1未満	3
1以上	4

別紙

別②(利用状況について)

単位:人・件

内 訳	H24 実績	H25 実績	H26 計画	H26 実績
有帆児童館利用者数	4,166	4,076	4,102	3,730
高千帆児童館利用者数	7,249	5,949	5,897	5,362
高泊児童館利用者数	8,163	7,032	7,736	7,034
小野田児童館利用者数	5,440	5,708	5,475	4,979
須恵児童館利用者数	5,158	4,149	4,161	3,783
赤崎児童館利用者数	5,363	5,452	5,219	4,745
本山児童館利用者数	4,803	5,165	5,410	4,919
合 計	40,342	37,531	38,000	34,552

別③(収入状況)

単位:円

収 入	H24 実績	H25 実績	H26 計画	H26 実績
有帆児童館指定管理者委託料	6,178,000	6,178,000	6,354,514	6,354,514
高千帆児童館指定管理者委託料	6,115,000	6,115,000	6,289,714	6,289,714
高泊児童館指定管理者委託料	6,354,000	6,354,000	6,455,314	6,455,314
小野田児童館指定管理者委託料	6,142,000	6,142,000	6,535,543	6,535,543
須恵児童館指定管理者委託料	5,947,000	5,947,000	6,317,485	6,317,485
赤崎児童館指定管理者委託料	6,438,000	6,438,000	6,116,914	6,116,914
本山児童館指定管理者委託料	6,276,000	6,276,000	6,621,943	6,621,943
合 計	43,450,000	43,450,000	44,691,427	44,691,427

別③(支出状況)

単位:円

支 出	H24 実績	H25 実績	H26 計画	H26 実績
有帆児童館支出合計	6,342,414	6,311,852	6,401,000	6,309,600
高千帆児童館支出合計	6,116,280	6,005,678	6,370,000	6,056,255
高泊児童館支出合計	6,216,026	6,552,898	6,576,000	6,542,648
小野田児童館支出合計	6,400,402	6,399,124	6,601,000	6,415,127
須恵児童館支出合計	6,289,736	6,135,499	6,415,000	6,300,776
赤崎児童館支出合計	6,103,388	6,147,549	6,157,000	6,190,463
本山児童館支出合計	6,500,250	6,494,782	6,696,000	6,369,593
合 計	43,968,496	44,047,382	45,216,000	44,184,462

介護予防・日常生活支援総合事業 (通称:総合事業)への移行について

何がどのように変わるのか？

どのようなことに取り組まなければならないのか？

これからの介護予防は？

平成27年12月 高齢福祉課

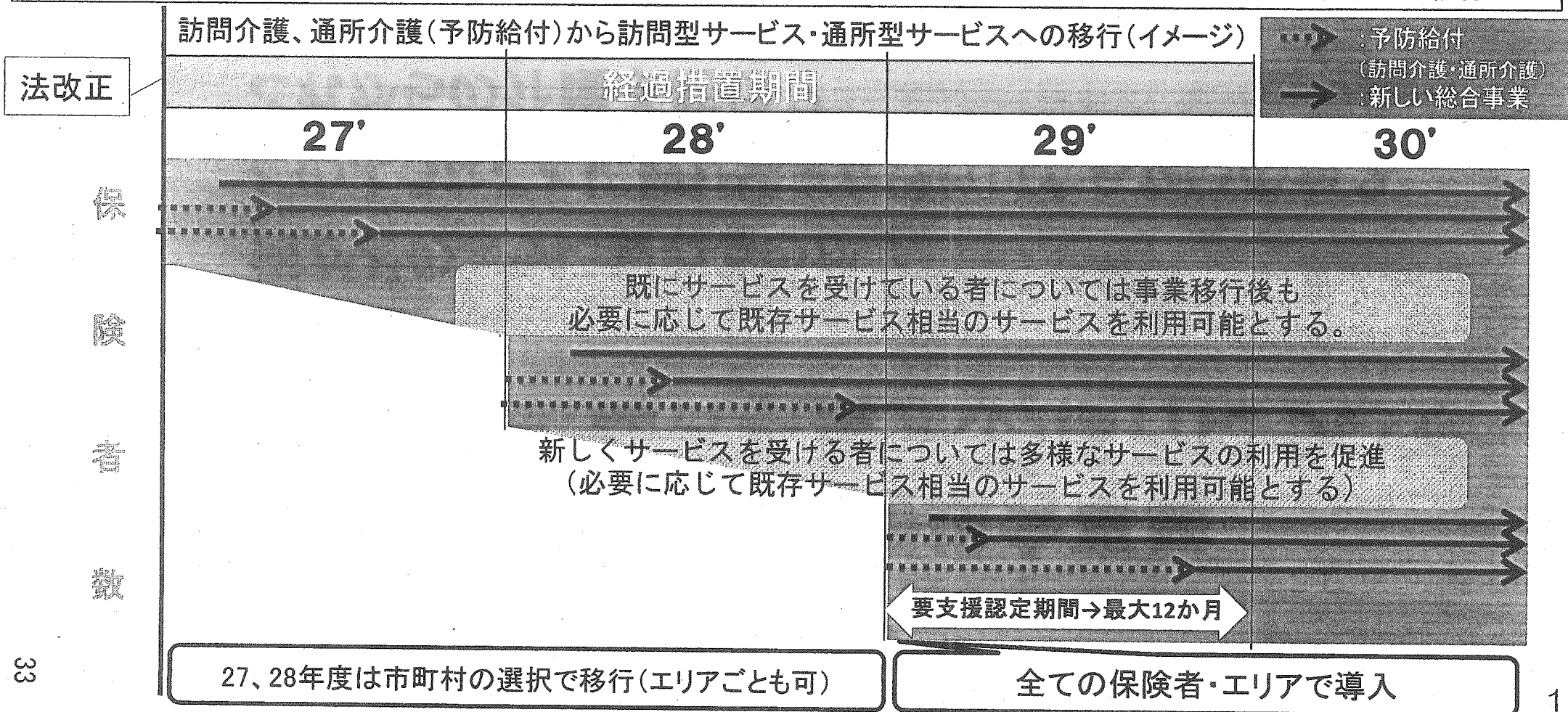
第7 総合事業への円滑な移行 (P128~)

- 市町村が条例で定める場合は、総合事業の実施を平成29年4月まで猶予可能。
- 市町村は、できる限り早期から新しい総合事業に取り組む。一方で、受け皿の整備等のため、一定の時間をかけて、総合事業を開始することも選択肢。

※ 総合事業の実施を猶予する場合も、総合事業の実施猶予の趣旨を踏まえ、現在から着実に受け皿の整備を行うよう努めることが適当。

＜段階的な実施例＞

- ① エリアごとに予防給付を継続(【例】広域連合の市町村ごと)
- ② 初年度は総合事業によるサービスの利用を希望する者以外は予防給付を継続
- ③ 既に給付によるサービスを利用している者は、初年度は予防給付とし、翌年度当初からすべての者を総合事業に移行



【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成

<現行>

介護保険制度

<見直し後>

【財源構成】

国 25%
都道府県 12.5%

市町村 12.5%

1号保険料 21%

2号保険料 29%

【財源構成】

国 39.5%
都道府県 19.75%

市町村 19.75%

1号保険料 21%

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付 (要支援1~2)
訪問看護、福祉用具等
訪問介護、通所介護

介護予防事業
又は**介護予防・日常生活支援総合事業**
○二次予防事業
○一次予防事業
(介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。)

地域支援事業

包括的支援事業
○地域包括支援センターの運営
・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

任意事業
○介護給付費適正化事業
○家族介護支援事業
○その他の事業

現行と同様

事業に移行

全市町村で実施

多様化

充実

充実

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付 (要支援1~2)

新しい介護予防・日常生活支援総合事業
(要支援1~2、それ以外の者)

- 介護予防・生活支援サービス事業
 - ・訪問型サービス
 - ・通所型サービス
 - ・生活支援サービス(配食等)
 - ・介護予防支援事業(ケアマネジメント)
- 一般介護予防事業

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
(左記に加え、地域ケア会議の充実)
- 在宅医療・介護連携の推進
- 認知症施策の推進
(認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)
- 生活支援サービスの体制整備
(コーディネーターの配置、協議体の設置等)

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

地域支援事業

第2 サービスの類型

○ 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市町村は、サービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要。そこで、地域における好事例を踏まえ、以下のとおり、多様化するサービスの典型的な例を参考として示す(別紙参照)。(P21～)

①訪問型サービス (P22～)

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

○ 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。

○ 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当		多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護		②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助		生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	<p>○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース</p> <p>○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 <p>※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。</p>		<p>○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進</p>		<p>・体力の改善に向けた支援が必要なケース</p> <p>・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース</p> <p>※3～6ヶ月の短期間で行う</p>	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定		事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本		人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)		主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

②通所型サービス (P23～) ※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

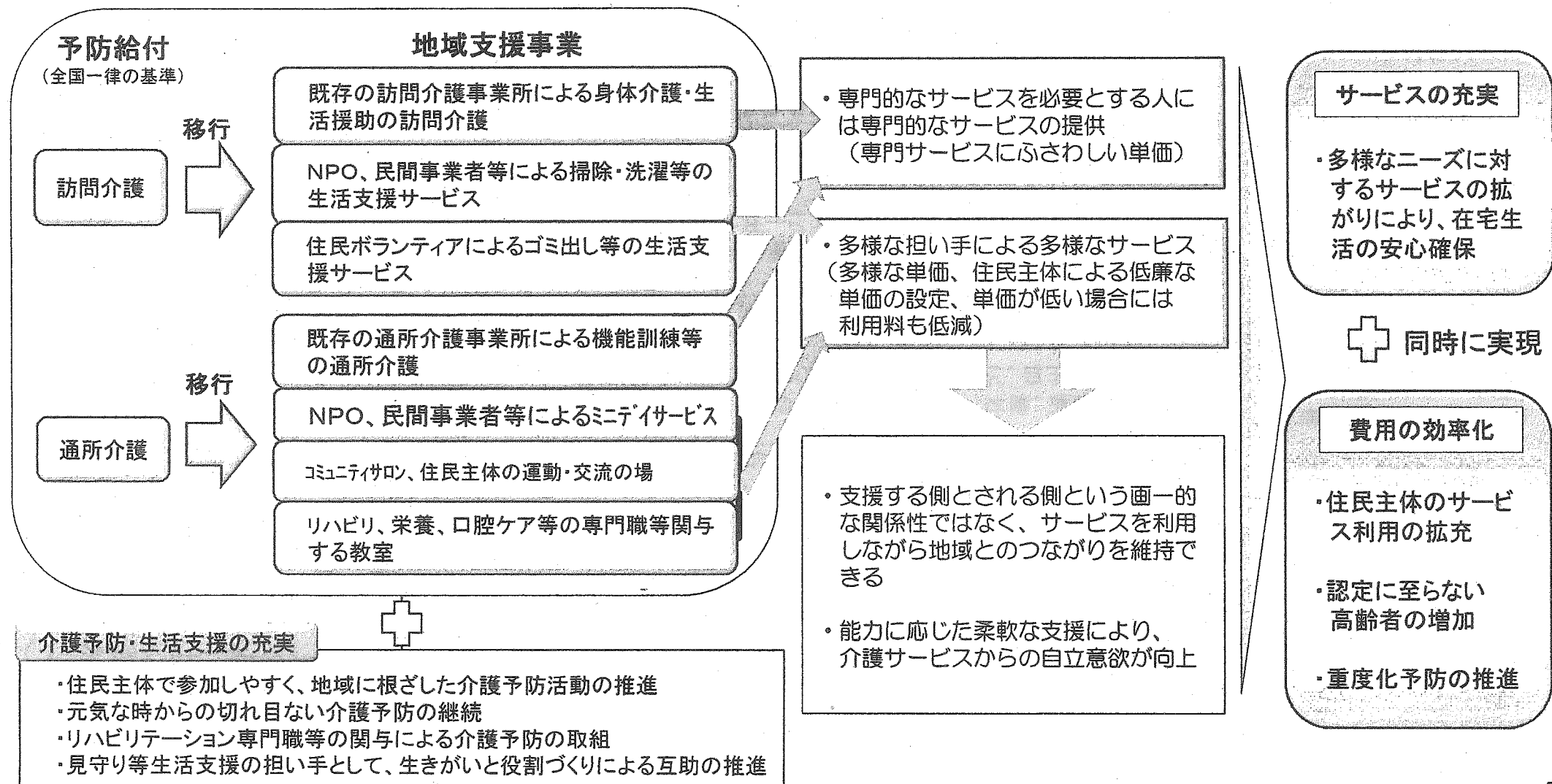
基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

③その他の生活支援サービス (P24～)

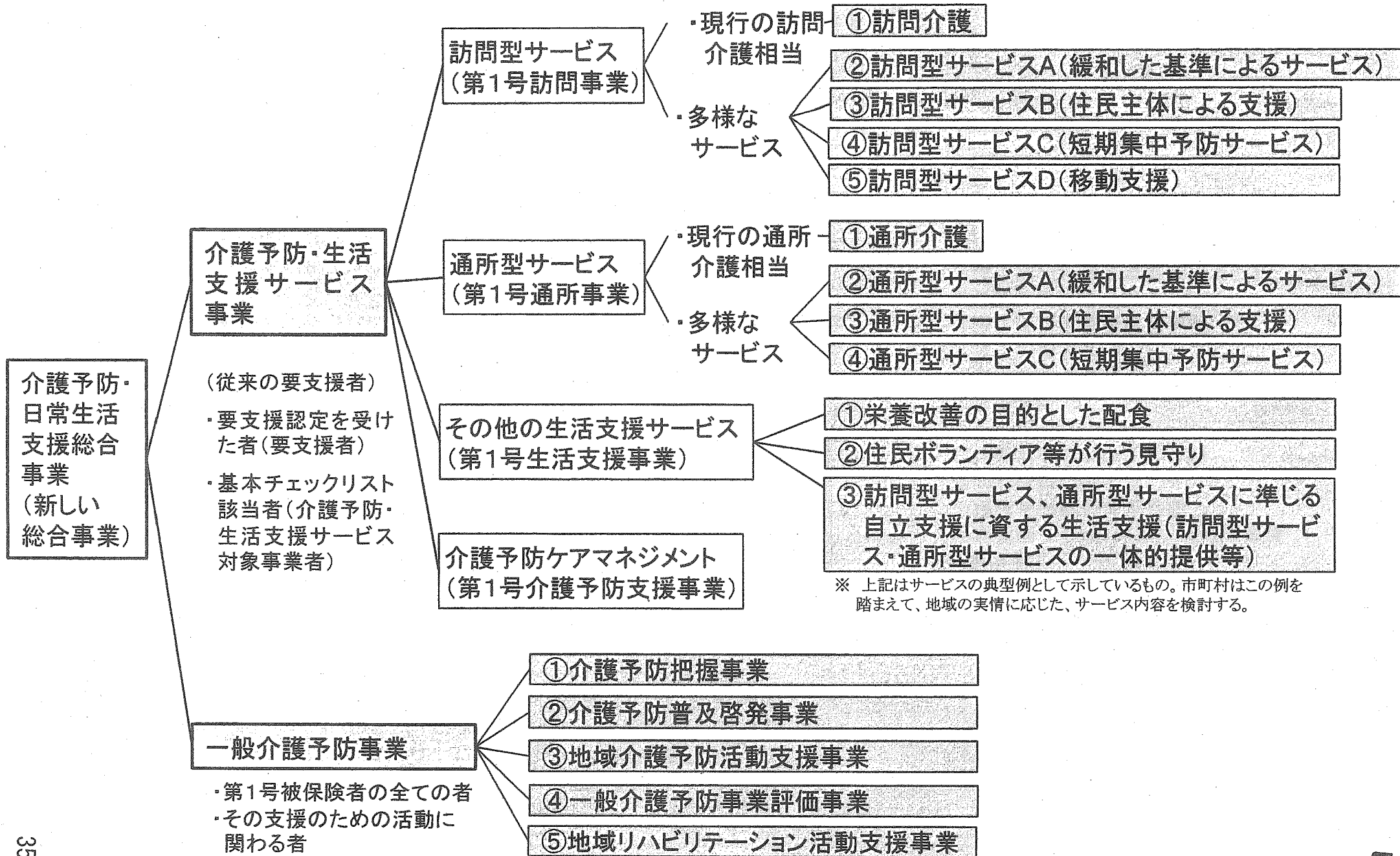
- その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)からなる。

【参考】総合事業と生活支援サービスの充実

- 予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の实情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業へ移行(29年度末まで)。財源構成は給付と同じ(国、都道府県、市町村、1号保険料、2号保険料)。
- 既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援。高齢者は支え手側に回ることも。

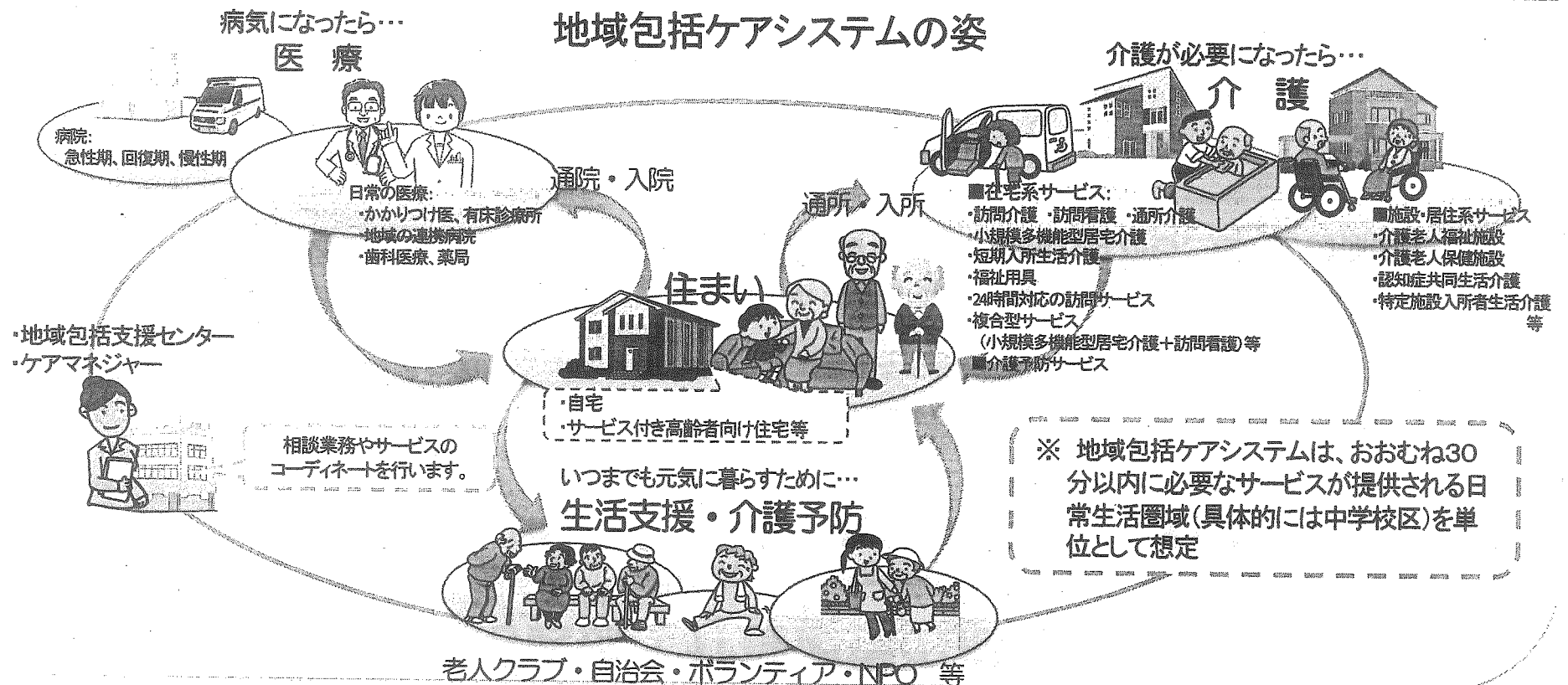


【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。



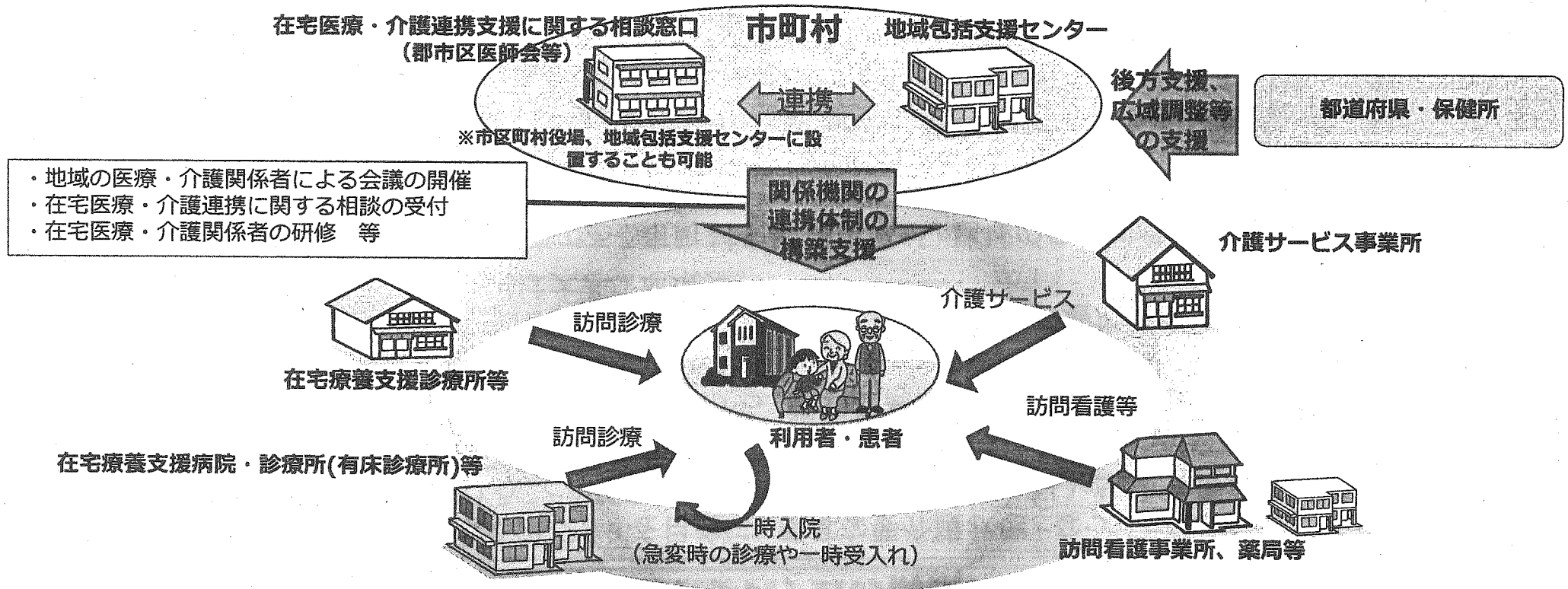
在宅医療・介護連携の推進

- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関（※）が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要。

（※）在宅療養を支える関係機関の例

- ・診療所・在宅療養支援診療所・歯科診療所等（定期的な訪問診療等の実施）
- ・病院・在宅療養支援病院・診療所（有床診療所）等（急変時の診療・一時的な入院の受入れの実施）
- ・訪問看護事業所、薬局（医療機関と連携し、服薬管理や点滴・褥瘡処置等の医療処置、看取りケアの実施等）
- ・介護サービス事業所（入浴、排せつ、食事等の介護の実施）

- このため、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、都道府県・保健所の支援の下、市区町村が中心となって、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進する。



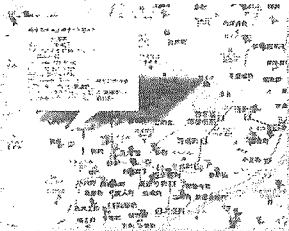
在宅医療・介護連携推進事業（介護保険の地域支援事業、平成27年度～）

- 在宅医療・介護の連携推進については、これまで医政局施策の在宅医療連携拠点事業（平成23・24年度）、在宅医療推進事業（平成25年度～）により一定の成果。それを踏まえ、介護保険法の中で制度化。
- 介護保険法の地域支援事業に位置づけ、市区町村が主体となり、郡市区医師会等と連携しつつ取り組む。
- 実施可能な市区町村は平成27年4月から取組を開始し、平成30年4月には全ての市区町村で実施。
- 各市区町村は、原則として（ア）～（ク）の全ての事業項目を実施。
- 事業項目の一部を郡市区医師会等（地域の中核的医療機関や他の団体を含む）に委託することも可能。
- 都道府県・保健所は、市区町村と都道府県医師会等の関係団体、病院等との協議の支援や、都道府県レベルでの研修等により支援。国は、事業実施関連の資料や事例集の整備等により支援するとともに、都道府県を通じて実施状況を把握。

○事業項目と取組例

（ア）地域の医療・介護の資源の把握

- ◆ 地域の医療機関の分布、医療機能を把握し、リスト・マップ化
- ◆ 必要に応じて、連携に有用な項目（在宅医療の取組状況、医師の相談対応が可能な日時等）を調査
- ◆ 結果を関係者間で共有



（エ）医療・介護関係者の情報共有の支援

- ◆ 情報共有シート、地域連携パス等の活用により、医療・介護関係者の情報共有を支援
- ◆ 在宅での看取り、急変時の情報共有にも活用

（キ）地域住民への普及啓発

- ◆ 地域住民を対象にしたシンポジウム等の開催
- ◆ パンフレット、チラシ、区報、HP等を活用した、在宅医療・介護サービスに関する普及啓発
- ◆ 在宅での看取りについての講演会の開催等



（イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

- ◆ 地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出、対応策を検討

（オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援

- ◆ 医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターの配置等による、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営により、連携の取組を支援。

（ウ）切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

- ◆ 地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進

（カ）医療・介護関係者の研修

- ◆ 地域の医療・介護関係者がグループワーク等を通じ、多職種連携の実際を習得
- ◆ 介護職を対象とした医療関連の研修会を開催等

（ク）在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

- ◆ 同一の二次医療圏内にある市区町村や隣接する市区町村等が連携して、広域連携が必要な事項について検討

わが国における認知症高齢者

- 平成24年で約465万人、65歳以上高齢者の7人に1人の割合。

【MCI(軽度認知障害)が約400万人、合わせると、65歳以上高齢者の約4人に1人が認知症又はその予備軍】

- **平成37年には！！(あと10年後です！！)**

認知症の人は約700万人前後と推計。

比率が約5人に1人に上昇(MCIの推計値はありませんが・・・併せると2~3人に1人が認知症又はその予備軍??)

(2) 認知症施策の推進

- 「認知症の人は、精神科病院や施設を利用せざるを得ない」という考え方を改め、「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会」の実現を目指す。
- この実現のため、新たな視点に立脚した施策の導入を積極的に進めることにより、これまでの「ケアの流れ」を変え、むしろ逆の流れとする標準的な認知症ケアパス(状態に応じた適切なサービス提供の流れ)を構築することを、基本目標とする。
- 認知症施策を推進するため、介護保険法の地域支援事業に位置づけることを検討(「認知症初期集中支援チーム」の設置、認知症地域支援推進員の設置)。

「認知症施策推進5か年計画」(平成24年9月厚生労働省公表)の概要

【基本的な考え方】

《これまでのケア》

認知症の人が行動・心理症状等により「危機」が発生してからの「事後的な対応」が主眼。



《今後目指すべきケア》

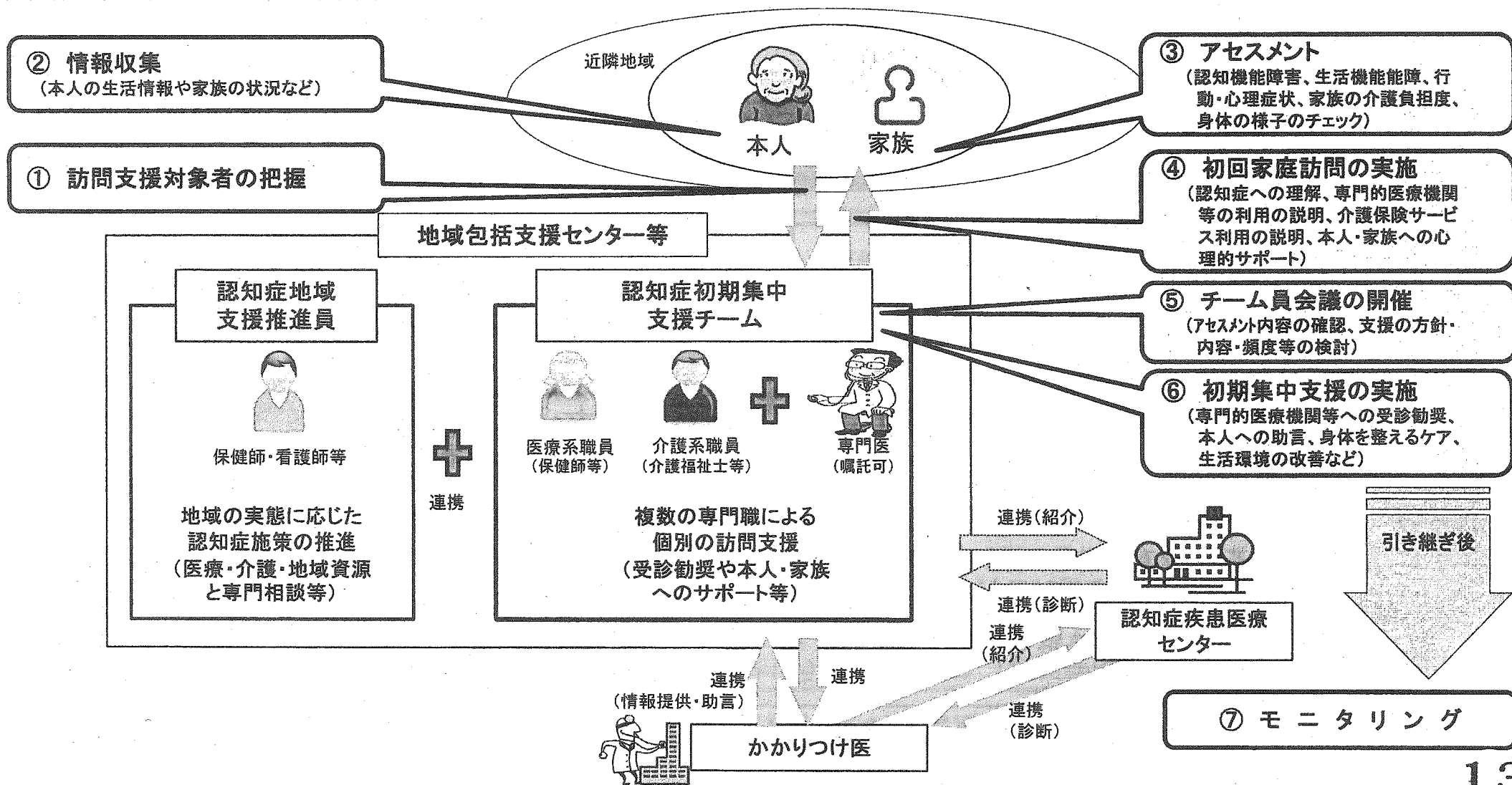
「危機」の発生を防ぐ「早期・事前的な対応」に基本を置く。

事項	5か年計画での目標
○標準的な認知症ケアパスの作成・普及 ※ 「認知症ケアパス」(状態に応じた適切なサービス提供の流れ)	平成27年度以降の介護保険事業計画に反映
○「認知症初期集中支援チーム」の設置 ※ 認知症の早期から家庭訪問を行い、認知症の人のアセスメントや、家族の支援などを行うチーム	平成26年度まで全国でモデル事業を実施 平成27年度以降の制度化を検討
○早期診断等を担う医療機関の数	平成24年度～29年度で約500カ所整備
○かかりつけ医認知症対応力向上研修の受講者数	平成29年度末 50,000人
○認知症サポート医養成研修の受講者数	平成29年度末 4,000人
○「地域ケア会議」の普及・定着	平成27年度以降 全ての市町村で実施
○認知症地域支援推進員の人数	平成29年度末 700人
○認知症サポーターの人数	平成29年度末 600万人(現在340万人)

認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員について

以下の体制を地域包括支援センター等に配置

- 認知症初期集中支援チーム**—複数の専門職が認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。
(個別の訪問支援)
- 認知症地域支援推進員**—認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。
(専任の連携支援・相談等)



(参考) 認知症初期集中支援チームについて

【目的】

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とする。

【認知症初期集中支援チームとは】

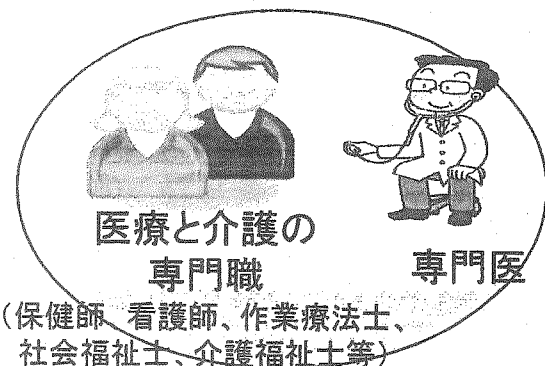
複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（おおむね6ヶ月）に行い、自立生活のサポートを行うチームをいう。

配置場所

地域包括支援センター等

診療所、病院
認知症疾患医療センター
市町村の本庁

認知症初期集中支援チームのメンバー



【対象者】

40歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる人又は認知症の人で以下のいずれかの基準に該当する人とする。

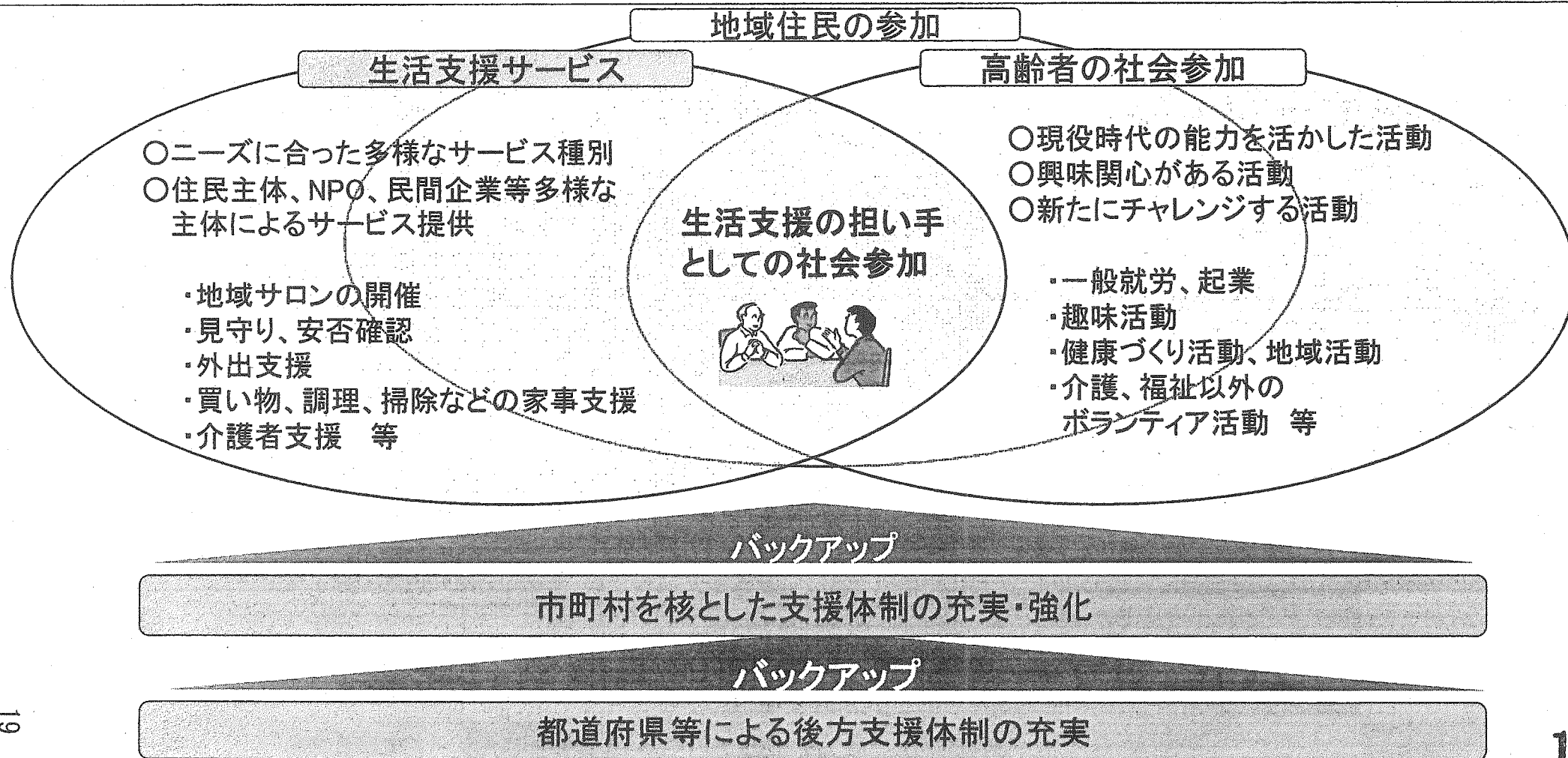
◆医療サービス、介護サービスを受けていない人、または中断している人で以下のいずれかに該当する人

- (ア) 認知症疾患の臨床診断を受けていない人
- (イ) 継続的な医療サービスを受けていない人
- (ウ) 適切な介護保険サービスに結び付いていない人 (エ) 診断されたが介護サービスが中断している人

◆医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している

【参考】生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。
- 多様な生活支援サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。
具体的には、生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。



【参考】生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割

(1) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置 ⇒多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のA～Cの機能があるが、当面AとBの機能を中心に充実。

(A) 資源開発

- 地域に不足するサービスの創出
- サービスの担い手の養成
- 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など

(B) ネットワーク構築

- 関係者間の情報共有
- サービス提供主体間の連携の体制づくりなど

(C) ニーズと取組のマッチング

- 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチングなど

エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の中学校区域があり、平成26年度は第1層、平成29年度までの間に第2層の充実を目指す。

- ① 第1層 市町村区域で、主に資源開発（不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保）中心
- ② 第2層 中学校区域で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開

※ コーディネート機能には、第3層として、個々の生活支援サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外



(2) 協議体の設置 ⇒多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例

NPO

民間企業

協同組合

ボランティア

社会福祉法人

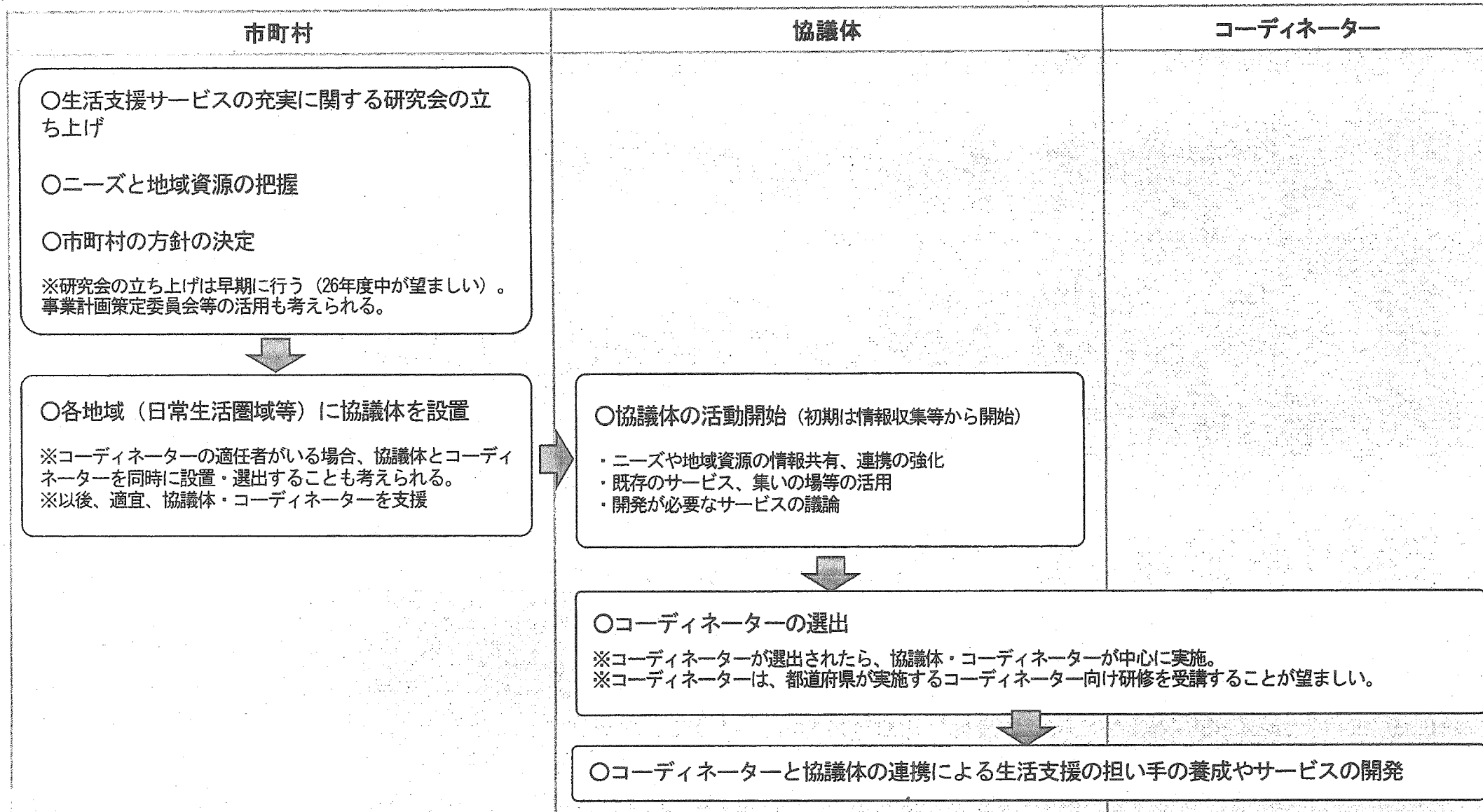
等

※1 これらの取組については、平成26年度予算においても先行的に取り組めるよう5億円を計上。

※2 コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとする予定であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要

【参考】「コーディネーター」及び「協議体」設置・運営に係るフロー（例）

「コーディネーター」と「協議体」の設置の手法については、地域の状況によって様々であると考えられるが、一例として、市町村が各地域（日常生活圏域・第2層）において協議体を起ち上げ、協議体のメンバーの中から第2層のコーディネーターを選出する事例を想定し、大まかな流れを示す。



21 ※ 地域で適切な者がいる場合には、コーディネーターの配置を先に行うこともあり。

【参考】新しい介護予防事業

- 機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域づくりなどの高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチができるように介護予防事業を見直す。
- 年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。
- リハ職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、介護予防を機能強化する。

現行の介護予防事業

一次予防事業

- ・介護予防普及啓発事業
- ・地域介護予防活動支援事業
- ・一次予防事業評価事業

二次予防事業

- ・二次予防事業対象者の把握事業
- ・通所型介護予防事業
- ・訪問型介護予防事業
- ・二次予防事業評価事業

一次予防事業と二次予防事業を区別せずに、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進する観点から見直す

介護予防を機能強化する観点から新事業を追加

一般介護予防事業

介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる。

介護予防普及啓発事業

介護予防活動の普及・啓発を行う。

地域介護予防活動支援事業

地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。

一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行う。

(新)地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。

介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・日常生活支援総合事業

※従来、二次予防事業で実施していた運動器の機能向上プログラム、口腔機能の向上プログラムなどに相当する介護予防については、介護予防・生活支援サービス事業として介護予防ケアマネジメントに基づき実施

I なぜ総合事業への移行が必要なのか？

1. 基本コンセプト：「地域づくり」としての総合事業 ～総合事業の狙い

① 新たな担い手確保による支援・サービス量の拡大

■ 新たな担い手が生活支援を提供

要支援者のニーズの大半は専門職でなくても提供可能な生活支援であり、これらを高齢者や民間事業者を含む多様な主体が提供することで、地域全体の担い手を拡大し、支援体制を強化することが可能。

■ 高齢者も新たな担い手として期待される

前期高齢者の認定率は1割未満であり、地域活動を希望する高齢者等をうまくマッチングすることで、増大する生活支援ニーズに対応することが可能。

② 総合事業で変わる専門職の役割

■ 「一対一」の関係から「一対多」の関係へ

体操教室の立ち上げ支援など、専門職の役割が利用者への直接的なサービス提供だけでなく、住民主体の取組に対する側面的な支援に広がることで、専門職の活躍の場は、これまで以上に地域全体に展開する。

■ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域リハビリテーション活動支援事業は、こうした専門職を施設等から派遣した際の人件費補てん等を行うこともでき、専門職の技術や知識を、より地域全体に展開することが可能に。

③ 時間をかけた住民主体の「地域づくり」のプロセス

■ 「サービスづくり」ではなく「地域づくり」

専門職以外の地域の多様な主体で地域の「支える仕組み」をつくるのが総合事業の本質という点から、総合事業は「サービスづくり」ではなく、多様な主体による「地域づくり」であり、従来とは発想の転換が不可欠。

■ 「お互いさま」の気持を具体化

一般住民の自発的な取組を中心に「お互いさま」の気持を地域の中で具体的な仕組みにしていくという点で「地域づくり」そのものといえる。

④ 中重度者を支えるための前提

■ 生活支援の担い手の多様化で介護人材は身体介護へ

生活支援の担い手が拡大することで既存の介護人材はより重度の利用者へのサービス提供にシフト可能。

■ 在宅医療介護連携と認知症施策の充実に向けた前提

「在宅医療介護連携推進事業」「認知症総合支援事業」をより実効性の高い取組とする上で、「総合事業」「整備事業」は不可欠な前提条件といえる。

I なぜ総合事業への移行が必要なのか？

2. 介護予防のコンセプトの転換：「地域づくり」の中の介護予防

「地域づくり」の中に介護予防を位置付ける方向へ

新しい総合事業における介護予防は、「高齢者本人の参加意欲を基本に、地域生活の中で活動性を継続的に高める取組」を進める方向に舵が切られ、地域における住民主体の自発的な健康づくりを側面的に支援するアプローチへと大きく転換。

地域に介護予防を位置付け継続性を重視

■ 介護予防アプローチの転換

- 新しい総合事業では、「高齢者本人の参加意欲を基本に、地域生活の中で活動性を継続的に高める取組」を進める方向に転換。
- 基本チェックリストで選ばれた対象者に専門職がサービス提供する「個別アプローチ」から、地域住民の自発的な健康づくりを側面的に支援するアプローチへ転換。

■ 生活の活発化で心身機能の維持

- 支援の内容に合わせて、一次予防、二次予防、予防給付と高齢者が動く仕組みから、高齢者の状態にあわせて支援の内容を柔軟に変化させる仕組みへの転換。

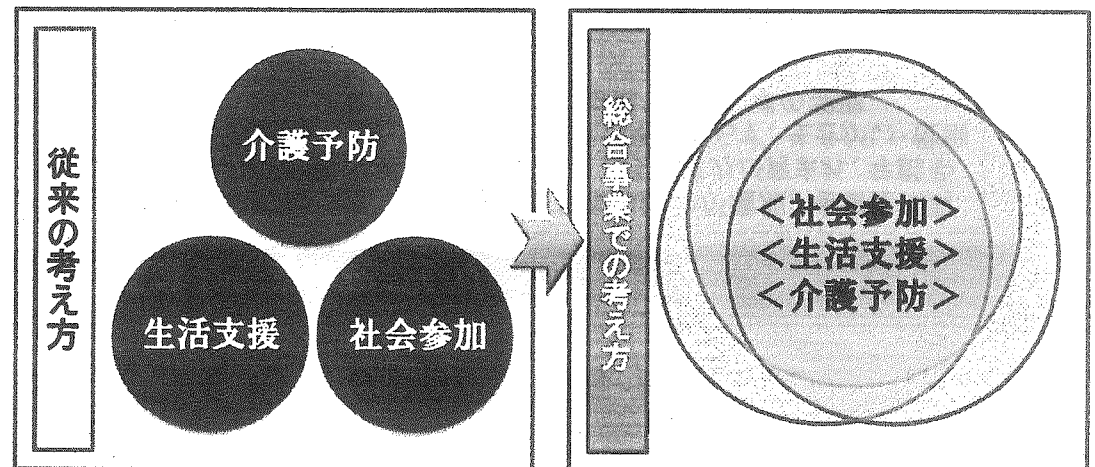
■ 地域の人々のつながりの中で推進することがポイント

- 住民が自ら参加したいと思えるような動機づけにより、地域の仲間と一緒に取り組むような仕掛けづくりがポイント。
- 住民主体の取組は結果的に地域の見守りネットワークとして機能することも期待できる。

介護予防・生活支援・社会参加の融合

■ 結果的に介護予防になるという考え方

- 介護予防、生活支援、社会参加をこれまで以上に融合させることが重要。
- たとえば、一人暮らし高齢者のごみ出しを、近所の高齢者が手伝う(生活支援)ことによって、地域社会への参加(社会参加)を通じて、手伝っている本人の生活意欲を高め、結果的に「介護予防」になるといった考え方。
- 「支える側・支えられる側」という垣根を可能な限り取り払い、「担い手となること＝結果的に予防になる」という考え方が中心となる。



I なぜ総合事業への移行が必要なのか？

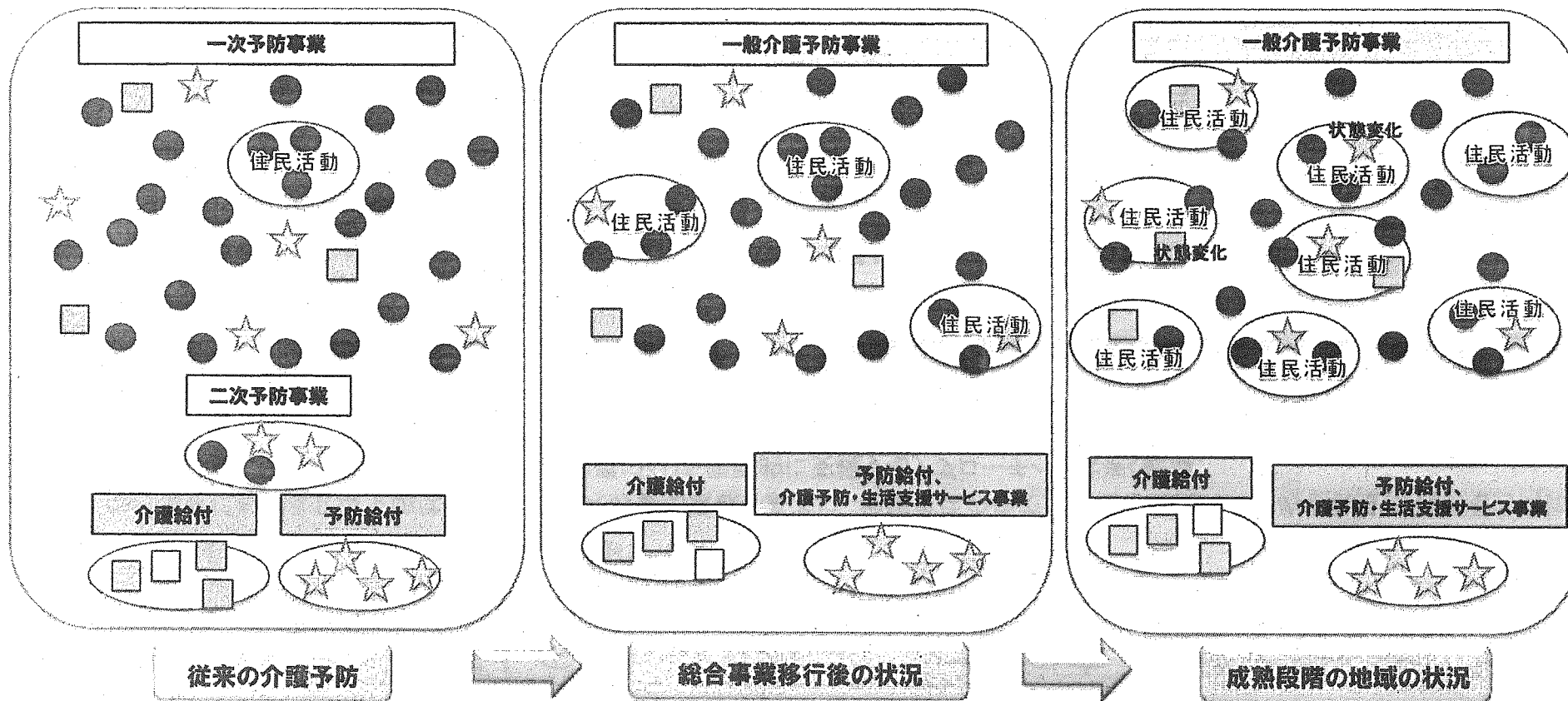
2. 介護予防のコンセプトの転換：「地域づくり」の中の介護予防

高齢者の状態の変化に支援を合わせる体制づくり

■ 従来の介護予防では、状態ごとに事業が組み立てられており、地域住民同士で支え合う地域力を醸成するようなアプローチが不十分であった。

■ 未参加者は多数であるが、比較的元気な高齢者を中心に住民主体の小規模な活動(体操教室やサロンなどの居場所)が徐々に形成される。

■ 住民主体の活動が増加。地域住民同士で支え合う地域力が育まれ、年齢や心身の状況等によらず、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現



● = 一般高齢者 ☆ = 虚弱高齢者 □ = 要介護者

私達の想い

住民主体の小規模な活動 (住民運営通いの場)を増やしていきたい！！

- まずは、地域の方が、自分達が歩いて通える場所で、継続して集える場所を増やしたい。

・集まる場自体が見守りや
支え合いの基盤になる
・社協等(サロン)とも連携

- そして、できることならその場で
「介護予防に効果のある活動!」を取入れてもらいたい。

現在、高齢福祉課で「住民運営通いの場」立上げ支援で取り組んでいるもの

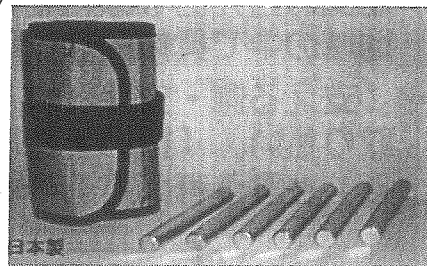
- 脳いきいきクラス(認知症予防プログラム)
- いきいき百歳体操

◆いきいき百歳体操ってどんな体操？

- 高齢の方、体の弱い方、大歓迎です♪
どなたでもできる体操です

*要介護1程度の状態の方も
出来るように作られています。

- おもりを使った
筋肉運動です



- その人の筋力や体力に合わせて
手首や足首におもりを巻きつけます

◆いきいき百歳体操ってどんな体操？

- 椅子に座ってゆっくりとした簡単な動作を映像を見ながら行います
- 所要時間は約30分
- 週1回、継続して行うと効果的です

総合事業は時間をかけた「地域づくり」のプロセス

- 地域全体の担い手を拡大し、支援体制を強化
- 高齢者自身も新たな担い手として・・・それが予防に繋がる
- 住民の自発的な取組を中心に「お互い様」の気持ちを地域の中で具体的な仕組みに…
- 「支える側・支えられる側」という垣根を可能な限り取り払い、「担い手となること＝結果的に予防になる」という考え方を中心に…

この地域づくりを、行政だけではなく、地域の皆様と一緒に考えていきたいと考えております